

# 第1 道路交通の安全

(第1 道路交通安全)

| 項目  | 1 道路交通環境の整備                                    | 種別 | (1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 |
|---|--|----|--------------------------------|
| 関係機関  | 四国地方整備局香川河川国道事務所、道路課、警察本部(交通規制課)、くらし安全安心課、関係市町 |    |                                |
| <p>1 計画の実施方針</p> <p>地域の協力を得ながら、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において、歩道を積極的に整備するなど、「人」の視点に立った交通安全対策を推進する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 生活道路における交通安全対策の推進</p> <p>市街地等における生活道路の交通安全対策として、最高速度30km/hの区域規制や路側帯の設置・拡幅等を前提とした「ゾーン30」を整備するなどの低速度規制を実施するほか、歩行者用道路の交通規制を実施するなど、道路交通実態に応じて、速度の抑制及び通過交通の排除に重点を置いた対策を推進する。</p> <p>その他の生活道路及び歩行者・自転車利用者に係る交通事故が多発する道路において、一時停止等の交通規制、信号機の高度化、バリアフリー対応型信号機の整備、信号交差点の歩車分離化、信号灯器のLED化、道路標識の大型化・高輝度化・自発光化、道路標示の高輝度・カラー化の更新等の施策を推進し、歩行者・自転車利用者の安全通行を確保する。</p> <p>(2) 通学路等における交通安全の確保</p> <p>高校、中学校に通う生徒、小学校、幼稚園、保育所及び児童館等に通う児童や幼児の通行の安全を確保するため、通学路等の歩道整備等を推進するとともに、ハンプ等の設置、路肩のカラー舗装、防護柵の設置、自転車の通行位置を示した道路等の整備、押ボタン式信号機、歩行者用灯器等の整備、横断歩道等必要な交通規制を行う。</p> <p>(3) 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備</p> <p>高齢者や障害者等を含め全ての人々が安全に安心して参加し活動できる社会を実現するため、駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心に、歩道の整備や段差・傾斜・勾配の改善、歩車分離式信号機等の整備を推進する。</p> <p>信号制御については、歩行者、自転車の視点で、道路を安全に横断するために、「歩行者の横断時間の確保」、「横断者の待ち時間の長い押ボタン信号の改善」等についての見直しを推進する。</p> |  |    |                                |

(第1 道路交通の安全)

|  |   |    |  |
|--|---|----|--|
| 項目   | 1 道路交通環境の整備   | 種別 | (2) 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化<br>(3) 幹線道路における交通安全対策の推進 |
| 関係機関   | 四国地方整備局香川河川国道事務所、くらし安全安心課、農村整備課、道路課、都市計画課、警察本部（交通規制課、高速道路交通警察隊）、西日本高速道路(株)四国支社、本州四国連絡高速道路(株)坂出管理センター、関係市町 |    |  |
| <p>1 計画の実施方針</p> <p>基本的な交通の安全を確保するため、高速道路から居住地域内道路に至るネットワークによって適切に機能が分担されるよう道路の体系的整備を推進するとともに、他の交通機関との連携強化を図る道路整備を推進する。</p> <p>また、一般道路に比べて安全性が高い高速道路等へ交通の転換を促進する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化（交通規制課、香川河川国道事務所、高速道路交通警察隊、西日本高速道路(株)四国支社）</p> <p>高速道路から生活道路に至る道路ネットワークを体系的に整備し、道路の適切な機能分化を推進する。</p> <p>特に、高速道路等事故率の低い道路利用を促進するとともに、生活道路においては、車両速度の規制や通過交通を排除し、歩行者、自転車中心の道路交通を形成する。</p> <p>(2) 事故ゼロプランの推進（香川河川国道事務所、道路課、交通規制課、関係機関）</p> <p>交通安全に資する道路整備事業の実施に当たって、効果を科学的に検証しつつ、マネジメントサイクルを適用することにより、効率的・効果的な実施に努め、少ない予算で最大の効果を得られるよう「事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消）」を推進する。</p> <p>(3) 事故抑止対策の推進（香川河川国道事務所、道路課、交通規制課、関係機関）</p> <p>特定の事故の多い区間や特に事故の発生割合の大きい幹線道路の区間等について、事故危険箇所指定し、公安委員会と道路管理者が連携して集中的な事故抑止対策を実施する。</p> <p>これらの箇所においては、歩道等の整備、交差点改良、視距の改良、付加車線等の整備、中央帯の設置、区画線等の整備、道路照明・視線誘導標等の設置、乱横断防止のための柵、ガードレール等の設置、交差点のカラー化等の対策を推進する。</p> <p>ア 総合現地診断の実施（くらし安全安心課、関係機関）</p> <p>交通事故多発地点等に対し有効かつ適切な対策を実施するための総合現地診断を「交通事故多発地点等の総合診断実施要領」に基づき、道路管理者、警察、関係機関、市町等と合同で実施する。</p> <p>イ 道路管理者による事故危険箇所等における対策の推進（香川河川国道事務所、道路課）</p> <p>交通事故多発地点等における交差点改良、視距の改良、交差点のカラー化、わかりやすい路面標示等の重点的整備を行う。</p> <p>特に、死亡・重大事故の現場分析、交通事故多発地点等の総合診断等に基づき交通安全施設の緊急な整備を図る。また、交差点及び横断歩道での夜間事故多発箇所における道路照明</p> |   |    |  |

灯の効率的な整備を検討の上、適切に実施する。

(4) 幹線道路における交通規制（交通規制課）

一般道路については、交通の安全と円滑化を図るため、道路構造、交通安全施設の整備状況、道路交通実態の状況等を勘案しつつ、速度規制等について見直しを行い、その適正化を図る。

また、高速道路等については、交通流の変動、道路構造の改良状況、交通事故の発生状況等を総合的に勘案して、交通規制の見直しを推進する。

特に、交通事故、天候不良等の交通障害が発生した場合は、臨時の交通規制を迅速かつ的確に実施し、二次事故の防止を図る。

(5) 重大事故の再発防止（関係機関）

社会的に大きな影響を与える重大事故が発生した際には、速やかに当該箇所の道路交通環境等の事故発生の要因について調査するとともに、事故要因に即した所要の対策を早急に講じることにより、当該事故と同様な事故の再発防止を図る。

(6) 適切に機能分担された道路網の整備

ア バイパス道路等の整備

(ア) 国道 11 号大内白鳥バイパス、豊中観音寺拡幅を整備推進する。（香川河川国道事務所）

(イ) 一般国道（国道 438 号等）、主要地方道（丸亀詫間豊浜線等）、一般県道（高松坂出線等）におけるバイパス道路等の整備を推進する。（道路課）

(ウ) 錦町国分寺綾南線、柞田川右岸線における道路拡幅等の整備を推進する。（都市計画課）

イ 交通結節点や交通拠点へのアクセス道路の整備等（道路課）

主要地方道（円座香南線）、一般県道（太田上町志度線）

(7) 高速道路等における事故防止対策の推進（西日本高速㈱、本四高速㈱、交通規制課、高速道路交通警察隊）

高速道路等においては、緊急に対処すべき交通安全対策を総合的に実施する観点から、交通安全施設等の整備を計画的に進めるとともに、渋滞区間における道路の拡幅等の改築事業、適切な道路の維持管理、道路交通情報の提供等を積極的に推進する。

ア 高速道路における安全の確保

交通渋滞、交通事故、異常気象、地震等の交通障害発生時には、迅速、的確な臨時交通規制を実施し、二次障害の防止に努めるとともに、広域的な大規模交通障害発生時における迂回誘導計画を策定し、必要な交通規制、交通情報の提供を行い、適切な迂回誘導に努める。

イ 高速道路等の輸送事故防災体制の整備充実

高速道路等における危険性物質運搬車両の交通事故の未然防止対策と迅速な現場処理対策等の確立を目的として設立された「香川県高速道路危険物運搬車両事故防止等対策協議会」の活動を強化し、事故発生時の関係機関への迅速な連絡体制、適切な事故処理の確立等防災体制の推進を図るとともに、現場対応マニュアルに基づき、輸送途上の事故を想定した防災訓練の励行に努める。

(8) 道路等の改築等による交通事故対策の推進

ア 交通安全施設の整備推進（香川河川国道事務所、道路課）

標識・照明・防護柵等の整備推進を図る。

イ 道路の新設等に伴う事前協議の徹底

(ア) 道路の新設等に当たっては、関係機関相互の事前協議及び設計協議を徹底し、安全施設の先行的な整備を推進する。(香川河川国道事務所、道路課、都市計画課、交通規制課)

(イ) 大規模農道等の基幹的な農道にも配慮する。(農村整備課)

ウ 既存道路の整備(香川河川国道事務所、道路課)

既存道路の除草、防災対策、路面整備、危険な中央分離帯開口部の閉塞等を行い、道路交通環境を整備する。

エ 交差点の改良等

(ア) 国道11号及び国道32号で右折車線、歩道設置等の交差点改良の整備推進を図る。(香川河川国道事務所)

(イ) 主要地方道(長尾丸亀線、丸亀三好線等)で、右折車線、歩道及び自転車歩行者道設置等の交差点改良の整備推進を図る。(道路課)

(9) 交通安全施設等の高度化、合理化(交通規制課)

信号機について、交通状況が悪化している区間・地点を重点に、集中制御化、系統化、感応化等信号制御機能を向上させるとともに、信号灯器のLED化を推進する。

また、地域住民の設置要望等については、信号機設置の指針に基づき、さらに交通環境、交通流、必要性等を勘案の上、計画的に整備を推進するとともに、必要性の低下した信号機については撤去又は移設する。

さらに、道路標識の大型化・高輝度化・自発光化、道路標示の高輝度・カラー化の更新等を積極的に推進する。

(第1 道路交通の安全)

| 項 目   | 1 道路交通環境の整備   | 種 別 | (4) 交通安全施設等整備事業の推進 |
|---|---|-----|--------------------|
| 関 係<br>機 関  | 四国地方整備局香川河川国道事務所、四国運輸局香川運輸支局、くらし安全安心課、道路課、都市計画課、警察本部（交通規制課）、関係市町、西日本高速道路(株)四国支社、本州四国連絡高速道路(株)坂出管理センター |     |                    |
| <p>1 計画の実施方針</p> <p>種々の交通安全施設を整備し、安全で快適な道路づくりを推進することにより、交通環境を改善し、交通事故の防止と交通の円滑化を図る。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進（香川河川国道事務所、道路課、都市計画課、交通規制課）</p> <p>生活道路における人優先の考えの下、「ゾーン30」等の車両速度の抑制、通過交通の抑制・排除等の面的かつ総合的な交通事故対策を推進するとともに、少子高齢社会の進展を踏まえ、歩行空間のバリアフリー化及び通学路における安全安心な歩行区間の確保を図る。</p> <p>また、自転車利用環境の整備、無電柱化の推進、安全上課題のある踏切の対策等による歩行者・自転車の安全な通行空間の確保を図る。</p> <p>(2) 幹線道路対策の推進</p> <p>ア 事故危険箇所対策の推進（香川河川国道事務所、道路課、交通規制課）</p> <p>幹線道路では交通事故が特定の区間に集中して発生していることから、事故危険箇所など、事故の発生割合の大きい区間において重点的な交通事故対策を実施する。</p> <p>この際、事故データの客観的な分析による事故原因の検証に基づき、乱横断防止のための柵、ガードレール等の設置、交差点のカラー化、わかりやすい路面標示等の対策を実施する。</p> <p>イ 道路標識・標示、信号機の整備（交通規制課）</p> <p>(ア) 交通状況が悪化している区間・地点を重点に信号機の系統化、右折感応化等、信号制御機能の向上を図るとともに、視認性の高いLED式信号灯器の整備を進める。</p> <p>また、信号機については、地域住民の設置要望等を踏まえ、信号機設置の指針に基づき、さらに交通環境、交通流、必要性等を勘案の上、計画的に整備を推進する。</p> <p>(イ) 道路標識・標示については、標識表示板の大型化や高輝度化（自発光式・高輝度反射式）、道路標示の高輝度・カラー化の更新を進めるなど、道路利用者にとって、見やすく、分かりやすい道路標識・標示の整備を行う。</p> <p>(3) 交通円滑化対策の推進（香川河川国道事務所、香川運輸支局、くらし安全安心課、道路課、都市計画課、交通規制課、高松市、西日本高速(株)、本四高速(株)）</p> <p>ア 幹線道路の円滑化対策の推進（交通規制課）</p> <p>幹線道路の機能の維持向上を図るため、信号機のサイクル、スプリット、オフセット等の継続的な見直し等を推進するとともに、信号機の集中制御化、系統化、右折感応化、多現示化等の高度化を行う。</p> <p>イ 関係機関・団体が連携した円滑化対策の推進（関係機関）</p> <p>香川県渋滞対策協議会で特定した主要渋滞箇所について、要因分析を行い、対策手法につ</p> |   |     |                    |

いて検討する。

ウ 道路整備による円滑化対策の推進

安全な追越しを行えるような視距改良や追越し禁止規制が連続する区間においてゆずり車線の設置に努める。

エ 国際化に向けた交通安全施設等の整備（香川河川国道事務所、道路課）

国際化に対応した道路標識の英語表記やシンボル表示を積極的に取り入れ、主要な交差点部の道路案内標識や交差道路標識の重点的な整備に努める。

(4) ITSの推進による安全で快適な道路交通環境の実現

ア 交通管制システム及び交通情報収集・提供装置の整備・充実（交通規制課）

交通需要等の増加等に伴い、交通事故が多発し、又は旅行速度が低下している都市部を中心に、交通管制センターの高度化を行うなど、交通管制システムを効果的に整備し、充実させる。

また、新交通管理システムの基幹となる光ビーコンを計画的に更新・整備する。

イ 道路情報提供装置の整備（香川河川国道事務所）

適切な道路情報を提供することにより道路の安全性向上と円滑化を図るため、道路情報提供装置の整備を行う。

(5) 道路交通環境整備への住民参加の促進（関係機関）

安全な道路交通環境の整備に当たっては、道路を利用する人の視点を生かすことが重要であることから、地域住民や道路利用者の主体的な参加の下に交通安全施設等の点検を行う交通安全総点検を積極的に推進するとともに、道路利用者等が日常感じている意見について、「標識BOX」、「信号機BOX」、「道の相談室」等を活用して取り入れ、道路交通環境の整備に反映する。

(6) 連絡会議等の活用（関係機関）

道路管理者と行政機関等で設置している「香川県道路交通環境安全推進連絡会議」、「香川県交通事故対策会議」等を活用し、学識経験者のアドバイスを受けつつ、施策の企画、評価、進行管理等に関して協議を行い、的確かつ着実に安全な道路交通環境の実現を図る。

また、地域における道路交通の安全に関し、関係機関及び団体が緊密な連携のもとに協力して、地域の実情に応じたきめ細やかな対策を講じるとともに、その効果的な推進を図る。

(第1 道路交通の安全)

|   |                                 |    |  |
|---|---------------------------------|----|--|
| 項目  | 1 道路交通環境の整備                     | 種別 | (5) 高齢者等の移手段の確保・充実<br>(6) 歩行者空間のユニバーサルデザイン化<br>(7) 無電柱化の推進 |
| 関係機関  | 四国地方整備局香川河川国道事務所、道路課、都市計画課、関係市町 |    |  |
| <p>1 計画の実施方針<br/>全ての人が安全に、安心して参加し活動できる社会づくりの実現に努める。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 歩行者空間のユニバーサルデザイン化<br/>高齢者や障害者等を含めて全ての人が安全に、安心して参加し活動できる社会を実現するため、駅、公共施設、福祉施設、病院等を結ぶ道路において、歩行空間の連続的・面的なユニバーサルデザイン化を推進する。また、バリアフリー化をはじめとする安全・安心な歩行空間を整備する。</p> <p>(2) 無電柱化<br/>安全で快適な歩行空間の確保、道路の防災性の向上、緊急輸送道路の確保等及び観光振興等の観点から、道路の新設、拡張等を行う際、無電柱化推進計画に基づき、電線共同溝の浅層埋設等低コスト手法の導入によるコスト縮減等や地上機器の小型化により、同時整備を推進するとともに、緊急輸送路等では、道路区域外への電柱移設により歩行者の安全性確保に努める。</p> <p>高松善通寺線（宮脇工区）、（都）中新町詰田川線ほか</p> |                                 |    |  |



(第1 道路交通安全)

|   |              |     |                 |
|---|--------------|-----|-----------------|
| 項 目   | 1 道路交通環境の整備  | 種 別 | (8) 効果的な交通規制の推進 |
| 関 係<br>機 関  | 警察本部 (交通規制課) |     |                 |
| <p>1 計画の実施方針</p> <p>道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、道路網全体の中でそれぞれの道路の社会的機能、道路の構造、交通安全施設の整備状況、交通流・量の状況等地域の実態等に応じ、既存の交通規制を見直すなど、規制内容をより合理的なものにするよう努め、効果的な交通規制を行う。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) より合理的な交通規制の推進</p> <p>道路整備、地域開発、商業施設の新設、高速道路料金の改定等による交通事情の変化を的確に把握して、ソフト・ハード両面での総合的な対策を実施するとともに、最高速度、駐車、信号制御等の交通規制について、実勢速度、路上駐車実態、交通量等の地域の交通実態、地域住民や道路利用者等の意見も踏まえ、計画的に交通規制の見直しを推進する。</p> <p>特に、速度規制については、「交通事故抑止に資する取締り・速度規制等の在り方に関する提言」を踏まえつつ、最高速度規制が交通実態に合った合理的なものとなっているかどうかの観点から点検・見直しを推進する。</p> <p>なお、交通規制の点検及び見直しに当たっては、「標識BOX」、「信号機BOX」等を通じて把握された県民の意見を十分に参考にする。</p> <p>(2) 地域の特性に応じた交通規制</p> <p>幹線道路では、転回禁止、指定方向外進行禁止、進行方向別通行区分等交通流を整序化するための交通規制を、また、生活道路では、一方通行、指定方向外進行禁止等を組み合わせるなど、通過交通を抑制するための交通規制を実施するほか、歩行者用道路、車両通行止め、路側帯の設置・拡幅等歩行者及び自転車利用者の安全を確保するための交通規制を実施する。</p> <p>(3) 安全で機能的な都市交通確保のための交通規制</p> <p>安全で機能的な都市交通を確保するため、計画的な都市部における交通規制を推進し、交通流・量の適切な配分・誘導を図る。また、路線バス等大量公共交通機関の安全・優先通行を確保するための交通規制を推進する。</p> |              |     |                 |

(第1 道路交通の安全)

| 項 目   | 1 道路交通環境の整備                                 | 種 別 | (9) 自転車利用環境の総合的整備 |
|---|---|-----|-------------------|
| 関 係<br>機 関  | 四国地方整備局香川河川国道事務所、道路課、都市計画課、警察本部（交通規制課）、関係市町 |     |                   |
| <p>1 計画の実施方針</p> <p>都市構造に応じた都市交通としての自転車の役割と位置付けを明確にしつつ、自転車を歩行者、自動車に並ぶ交通手段の一つとして、安全かつ円滑に利用できる自転車利用空間ネットワークとして整備するなど、総合的な自転車利用環境を整備する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 安全で快適な自転車利用環境の整備</p> <p>安全かつ円滑に利用できる自転車利用空間をネットワークとして整備するなど、総合的な自転車利用環境の整備を推進する。具体的には、自転車、歩行者、自動車の交通量が多い道路では歩行者、自動車とも分離された自転車道等の整備、路肩が広い道路では矢羽根等の路面表示等により、車道通行を基本とする自転車通行空間を整備する。</p> <p>(2) 総合的かつ計画的な自転車等の駐輪対策の推進</p> <p>自転車等の駐輪需要の多い地域及び今後駐輪需要が著しく多くなることが予想される地域を中心に路外・路上の自転車駐輪場の整備を推進するため、交通安全施設整備事業、都市計画街路事業等の多様な事業手法により、自転車等の駐輪場整備事業を推進する。また、大量の自転車等の駐輪需要を生じさせる施設について、自転車駐輪場の設置を義務付ける条例の制定の促進、効率的な運用を図る。</p> <p>さらに、自転車駐輪場の整備とあわせて、自転車等利用者の通行の安全を確保するための計画的な交通規制を実施する。</p> <p>(3) 関係機関が連携した放置駐輪対策の推進（関係機関）</p> <p>鉄道の駅周辺等における放置自転車等の問題の解決を図るため、県、市町、道路管理者、鉄道、鉄道事業者等が適切な協力関係を保持する。また、効率的、総合的な自転車駐輪場の整備を推進するとともに、地域の状況に応じ、条例の制定等による駅前広場及び道路に放置されている自転車等の整理・撤去等の推進を図る。</p> <p>特に、交通バリアフリー法に基づき、市町が定める重点整備地区内における特定経路を構成する道路においては、高齢者、障害者等の移動の円滑化に資するため、自転車の違法駐輪に対する指導の強化、広報啓発活動等の違法駐輪を防止する取組み及び自転車駐輪場の整備を重点的に推進する。</p> |   |     |                   |

(第1 道路交通安全)

|  |                                      |     |              |
|--|--------------------------------------|-----|--------------|
| 項 目  | 1 道路交通環境の整備                          | 種 別 | (10) ITS の活用 |
| 関 係<br>機 関   | 四国総合通信局、警察本部（交通規制課）、四国地方整備局香川河川国道事務所 |     |              |
| <p>1 計画の実施方針</p> <p>最先端の情報通信技術（ICT）等を用いて、人と道路とを一体のシステムとして構築し、安全性、輸送効率及び快適性の向上を実現するとともに、渋滞の軽減等の交通の円滑化を通じて環境保全に寄与することを目的とした高度道路交通システム（ITS）を引き続き推進する。そのため、ITS全体構想に基づき、インフラの整備、普及に関する検討等の一層の推進を図る。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 電波を活用した車車間・路車間通信等について、自動運転、ConnectedCar の実現を見据え、既存 ITS 用無線システム（700MHz 帯高度道路交通システム、狭域通信システム）の高度化や、セルラー技術やミリ波を活用した新たな ITS 用無線システムの導入に向けた検討を行う。</p> <p>内閣府の総合科学技術・イノベーション会議で設置された戦略的イノベーション創造プログラムの枠組を活用して、産学官・関係府省庁間で連携しつつ、自動運転の実現に向けた研究開発を推進する。</p> <p>(2) スマートウェイの推進（関係機関）</p> <p>ITSスポットの活用により、ETCに加え、広範囲の渋滞データで適切にルート選択を可能とするダイナミックガイダンス、ドライブ中のヒヤリをなくす事前の注意喚起を実現する安全運転支援のサービスを実現する。</p> <p>(3) 道路運送事業に係る高度情報化の推進（関係機関）</p> <p>環境に配慮した安全で快適な自動車の運行を実現するため、道路運送事業において、ITS技術を活用し、公共交通機関の利用促進や物流の効率化を進める。</p> |                                      |     |              |

(第1 道路交通安全)

|   |                   |     |                    |
|---|-------------------|-----|--------------------|
| 項 目   | 1 道路交通環境の整備       | 種 別 | (11) 交通需要マネジメントの推進 |
| 関 係<br>機 関  | 交通政策課、警察本部（交通規制課） |     |                    |
| <p>1 計画の実施方針</p> <p>道路交通渋滞を緩和し、道路交通の円滑化を図るため、パークアンドライドの推進等により、道路利用の仕方に工夫を求め、輸送効率の向上や交通量の時間的・空間的平準化を図る交通需要マネジメント（TDM）を推進するとともに、広報・啓発活動を行い、その定着化を図る。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 公共交通機関の利用促進策の推進</p> <p>マイカー利用からの転換を進めるため、次の公共交通機関の利用促進に関する施策等に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○パークアンドライド（パークアンドライド及びパークアンドバスライド）の利用促進</li><li>○エコ金デー（マイカー通勤自粛デー）の推進</li><li>○公共交通機関の快適性向上の推進<ul style="list-style-type: none"><li>・ノンステップバス導入等に対する助成</li></ul></li></ul> |                   |     |                    |

(第1 道路交通の安全)

| 項 目  | 1 道路交通環境の整備  | 種 別 | (12) 災害に備えた道路交通環境の整備 |
|--|--|-----|----------------------|
| 関 係<br>機 関   | 四国地方整備局香川河川国道事務所、道路課、危機管理課<br>警察本部（交通規制課、高速道路交通警察隊）<br>西日本高速道路(株)四国支社、本州四国連絡高速道路(株)坂出管理センター、関係市町 |     |                      |
| <p>1 計画の実施方針</p> <p>豪雨、地震等の災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通を確保するため、緊急輸送道路上における交通安全施設等の整備や橋梁の耐震補強を推進する。</p> <p>災害発生時においては、交通規制を的確かつ迅速に実施するとともに、道路交通情報の迅速かつ的確な収集・分析・提供を推進する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 災害に備えた道路の整備（香川河川国道事務所、道路課、西日本高速(株)、本四高速(株)）</p> <p>ア 緊急輸送道路上にある橋梁の耐震対策や橋梁長寿命化計画等に基づく老朽化対策を推進するとともに、道路斜面等の防災対策や災害の恐れのある区間の状況を把握し、回避・代替する道路の整備を推進する。</p> <p>イ 道路パトロール車によるパトロールを強化し、異常気象時における道路情報の収集・提供に努める。</p> <p>ウ 「道の駅」の防災機能強化</p> <p>「道の駅」は日常的に人々が集い、交流し、一部では避難場所として位置づけられている防災上の観点から市町の地域防災計画と整合を図り役割分担をしながら機能を充実させる。</p> <p>(2) 災害に強い交通安全施設等の整備（交通規制課）</p> <p>地震等の災害が発生した場合においても、住民の避難路や緊急交通路を的確に確保するため、交通監視カメラ、交通情報板等の交通安全施設等の整備や、通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に実施するための交通規制資機材の整備を推進するとともに、災害発生時の停電に起因する信号機等の機能停止を防止するため、予備電源として自動起動式の信号機電源付加装置や可搬式発動発電機の整備を推進する。</p> <p>(3) 災害発生時における交通規制</p> <p>ア 一般道路の交通規制（香川河川国道事務所、道路課、交通規制課）</p> <p>地震、台風、集中豪雨、降雪、高潮等による洪水、落石、倒木、土砂崩壊、雪害等により、道路災害が発生し、又は発生が予測される場合には、道路巡回の強化等により道路状況を的確に把握し車両通行止め・交互通行等適正な交通規制を迅速に実施する。</p> <p>また、災害発生時は、必要に応じて緊急交通路を確保し、それに伴う混乱を最小限度に抑えるため、被災地への車両の流入抑制等の交通規制を迅速かつ的確に実施する。</p> <p>イ 高松自動車道・瀬戸中央自動車道の交通規制（高速道路交通警察隊、西日本高速(株)、本四高速(株)）</p> <p>風、霧、雪、雨等による異常気象時において、高速交通の安全を確保するため、迅速・的</p> |  |     |                      |

確な交通規制を実施する。

ウ 道路災害の発生により、通行の禁止又は制限等の措置をとった場合は、道路管理者間及び交通管理者との情報交換を密にし、交通規制情報の提供を推進する。(香川河川国道事務所、道路課、交通規制課、高速道路交通警察隊、西日本高速(株)、本四高速(株))

(4) 災害発生時等における情報提供の充実(香川河川国道事務所、道路課、交通規制課、高速道路交通警察隊、西日本高速(株)、本四高速(株))

道路の被災状況や道路交通情報を迅速かつ的確に収集・分析し、道路交通情報提供装置等により道路・交通に関する災害情報等の提供に努める。

(第1 道路交通安全)

| 項 目   | 1 道路交通環境の整備                        | 種 別 | (13) 総合的な駐車対策の推進 |
|---|------------------------------------|-----|------------------|
| 関 係<br>機 関  | 都市計画課、警察本部（交通企画課、交通指導課、交通規制課）、関係市町 |     |                  |
| <p>1 計画の実施方針</p> <p>道路交通安全と円滑を図り、都市機能の維持及び増進に寄与するため、交通の状況や地域の特性に応じた総合的な駐車対策を推進する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 駐車規制及び駐車許可制度の適切な運用（交通規制課）</p> <p>必要やむを得ない駐車需要への対応が十分でない場所を中心に、地域の駐車管理構想を見直し、自治会、地域住民等の意見要望を十分踏まえた上で、道路環境、交通量、駐車需要等に即応したきめ細やかな駐車規制を引き続き推進する。</p> <p>また、路上における短時間駐車の高いと認められる道路の部分について、当該道路における駐車秩序を確保する必要があるときは、時間制限駐車規制の実施を検討するなどして、よりきめ細やかな駐車時間の設定に努める。</p> <p>駐車許可については、申請者の負担軽減の観点から、審査の迅速化、申請手続きの簡素化等を図るなど、適切な対応に努める。</p> <p>(2) 違法駐車対策の推進（交通指導課）</p> <p>違法駐車の実態、地域住民の意見・要望等を踏まえて、重点的に取締りを行う場所、時間帯等を定めた駐車監視員活動ガイドラインを策定・公表し、当該ガイドラインによるメリハリをつけた取締りを推進する。駐車監視員活動ガイドラインについては、定期的に見直しを行い、常に警察署管内における違法駐車の実態を反映したものとなるよう努める。このほか、駐車監視員による放置車両の確認等に関する事務の適切かつ円滑な運用、放置違反金制度による使用者責任の追及、悪質な運転者の責任追及等を徹底することにより、地域の駐車秩序の確立を図る。</p> <p>(3) 駐車場等の整備</p> <p>ア 路外駐車場の整備・活用（都市計画課、関係市町）</p> <p>高松市、丸亀市において、附置義務駐車施設を条例により適切にコントロールする他、県内全域において、全市、多度津町、土庄町及び県が、路外駐車場のうち届出駐車場の指導監督に努める。</p> <p>イ 路上駐車ベイ・区間の整備（関係市町）</p> <p>広幅員の道路を有効に活用して荷捌き貨物車やタクシーの駐車需要に対応するため、必要に応じ駐車ベイ等の整備に努める。</p> <p>(4) 違法駐車締出し気運の醸成・高揚</p> <p>ア 自動車の保管場所の確保等に関する法律の効果的な運用等（交通指導課、関係市町）</p> <p>保管場所証明等により、自動車の保管場所の確保を図り、自動車の路上放置を防止す</p> |                                    |     |                  |

るとともに、保管場所としての道路使用や車庫飛ばし事件等、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）違反の検挙に努め、同法の効果的な運用を図る。

また、自動車の保有に伴い必要となる各種の行政手続（保管場所証明、登録・検査、各種租税の納付等）について、国民負担の軽減及び行政事務の効率化につながるワンストップサービス・システム（1回の申請で手続を完了することのできるシステム）の利用を促進する。

イ 違法駐車防止条例の効果的運用（関係市町）

高松市、丸亀市、坂出市等、条例制定市町においては、都市機能を確保するため、条例の効果的運用を図り、重点地域における違法駐車防止と市民の違法駐車追放気運の醸成に努める。

ウ 違法駐車追放に関する広報・啓発運動の推進（交通企画課）

関係機関・団体との密接な連携により、違法駐車追放に関する広報・啓発活動を積極的に行い、違法駐車防止重点地域等の住民の理解と協力を得ながら違法駐車追放気運の醸成・高揚を図る。

(5) ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進（関係機関）

必要やむを得ない駐車需要への対応が十分でない場所を中心に、地域の駐車管理構想を見直し、自治会、地元商店街等地域の意見要望を十分に踏まえた駐車規制の点検・改善、道路利用者や関係事業所等による自主的な取組みの働きかけ、違法駐車取締り、積極的な広報・啓発等ハード・ソフト一体となった総合的な駐車対策を推進する。



(第1 道路交通の安全)

| 項 目   | 1 道路交通環境の整備   | 種 別 | (14) 道路交通情報の充実 |
|---|---|-----|----------------|
| 関 係<br>機 関  | 四国総合通信局、四国地方整備局香川河川国道事務所、道路課<br>警察本部（交通規制課、高速道路交通警察隊）<br>西日本高速道路㈱四国支社、本州四国連絡高速道路㈱坂出管理センター |     |                |
| <p>1 計画の実施方針</p> <p>安全で円滑な道路交通を確保するためには、運転者に対して正確できめ細かな道路交通情報を分かりやすく提供することが重要であり、高度化、多様化する道路交通情報に対する県民のニーズに対応し、適時・適切な情報を提供するため、情報通信技術（ICT）等を活用して、道路交通情報の充実を図る。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 道路交通情報の充実</p> <p>ア 多様な要望に応じた交通情報の提供の推進（交通規制課）</p> <p>利用者の多様な要望に応えるため、カーナビゲーション装置に即時に交通情報を提供する道路交通情報通信システムの情報提供エリアの拡大、情報の内容の充実、精度の改善等を推進する。</p> <p>イ コミュニティ放送局の開設（四国総合通信局）</p> <p>コミュニティ放送は、一の市町村の一部の区域を対象とするFM放送で、当該地域に密着したきめ細かな道路交通情報や商店街等の駐車場情報をリアルタイムで提供できるため、円滑な交通の確保に寄与しており、地域住民や観光客等から好評を得ている。2021年3月末までに334局が開局しており、周波数事情が許す限りの普及を図る。</p> <p>コミュニティ放送局は、市町村の一部区域を対象に放送を行うFM放送で、当該区域に密着したきめ細かな道路交通情報や商店街等の駐車場情報をリアルタイムで提供できるため、円滑な交通の確保に寄与しており、地域住民や観光客等から好評を得ており、今後も周波数事情が許す限りの普及を図る。</p> <p>ウ 高速道路等における道路交通情報の収集・提供（西日本高速㈱、本四高速㈱、交通規制課、高速道路交通警察隊）</p> <p>高速道路等においては、道路交通情報の把握を西日本高速道路㈱道路管制センター・本州四国連絡高速道路㈱岡山管制室で集中的に行うとともに、収集した情報を道路情報提供装置等により利用者に直接知らせるほか、日本道路交通情報センターを通じて、広く情報の提供を行う。</p> <p>また、「ハイウェイテレホン（#8162）」及びハイウェイ交通情報携帯サイト「アイハイウェイ（<a href="http://ihighway.jp">http://ihighway.jp</a>）」による24時間リアルタイムな情報提供を行う。</p> <p>県警交通管制センターと西日本高速道路㈱道路管制センターとの機器接続により情報交換を引き続き行うとともに、交換して得た情報の提供を行う。</p> <p>エ 瀬戸中央自動車道における道路交通情報の収集・提供（本四高速㈱、交通規制課、高速</p> |   |     |                |

道路交通警察隊)

瀬戸中央自動車道においては、道路交通情報の把握を本州四国連絡高速道路(株)岡山管制室で集中的に行うとともに収集した情報を道路情報板及びS A、P A設置の道路情報提供装置等により利用者に直接知らせるほか、日本道路交通情報センターを通じて、広く情報の提供を行う。

また、県警交通管制センターと本州四国連絡高速道路(株)岡山管制室との機器接続により、情報交換を引き続き行うとともに、交換して得た情報の提供を行う。

オ 携帯電話への四国地区道路情報の提供 (香川河川国道事務所)

直轄国道等における道路情報 (通行止め、降雨状況、レーダ雨量、降雨予測、路面状態等) を 24 時間リアルタイムで各携帯電話のウェブコンテンツとして提供を行う。

カ 国際化に向けた交通安全施設等の整備 (香川河川国道事務所、道路課)

国際化に対応した道路標識の英語表記改善の推進等により、主要な交差点部の道路案内標識や交差道路標識の整備に努める。

(第1 道路交通の安全)

| 項 目  | 1 道路交通環境の整備  | 種 別 | (15) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備 |
|--|--|-----|-------------------------|
| 関 係<br>機 関   | 四国地方整備局香川河川国道事務所、子ども家庭課、道路課、都市計画課<br>教育委員会（保健体育課）、警察本部（交通規制課、交通指導課）<br>西日本高速道路㈱四国支社、本州四国連絡高速道路㈱坂出管理センター、関係市町 |     |                         |
| <p>1 計画の実施方針</p> <p>道路の構造上必要とされる車両の通行制限を行うとともに、災害発生が予測される場合は、適正な交通規制を実施する。</p> <p>児童に安全な遊び場や学習の場を与えて、路上遊戯等による交通事故を防止するため、住区基幹公園、都市基幹公園等の整備を推進する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 道路法に基づく通行の禁止又は制限</p> <p>ア 車両の通行制限の強化（香川河川国道事務所、道路課、交通規制課、交通指導課、西日本高速㈱、本四高速㈱）</p> <p>（ア） 大型車・重量車の指導<br/>                     道路構造の関係から通行が禁止されている一定限度以上の車両、特に大型車・重量車に対する指導・取締りを道路管理者と協力して行う。</p> <p>（イ） 特殊車両の通行許可事務の迅速化<br/>                     特殊車両の通行許可に当たっては、その厳正・迅速な処理に努める。</p> <p>（ウ） 積載方法の指導強化<br/>                     車両積物の落下防止のため、許可時の適正指導及び積載方法制限超過車両の指導・取締りを行う。</p> <p>イ 災害・異常気象時における交通規制の適正化（香川河川国道事務所、道路課、交通規制課、西日本高速㈱、本四高速㈱）<br/>                     台風、集中豪雨、降雪等により道路災害の発生が予想される場合には、道路パトロールの強化等により、情報収集を図り、迅速かつ的確に道路状況を把握するなど道路管理体制に万全を期すとともに、危険防止及び道路構造の保全のため通行の禁止又は制限等の適正な措置をとる。</p> <p>(2) 子どもの遊び場等の確保</p> <p>ア さぬき空港公園、香川県総合運動公園、香東川公園、土器川公園等の利用促進を図る。（都市計画課、保健体育課、香川河川国道事務所、関係市町）</p> <p>イ 児童館、児童センターの利用促進を図る。（子ども家庭課）</p> <p>(3) 道路の使用及び占用の適正化等</p> <p>ア 道路の使用及び占用の適正化</p> <p>（ア） 道路占用工事の調整と占有者に対する指導強化（香川河川国道事務所、道路課、各市町）<br/>                     道路管理者と関係機関による道路占用調整会議において、道路占用工事の調整を図る</p> |  |     |                         |

とともに、占有者に対して占有物件の維持管理について指導することにより、道路構造の保全と交通の危険を図る。

道路使用の許可に当たっては、道路環境、交通量、交通規制等の諸条件を総合的に勘案し、道路における危険の防止及び交通の安全と円滑の確保とともに、許可申請に係る行為の公益性にも十分配慮した適正な運用に努める。

特に、オープンカフェの設置、地域活性化等を目的とする行事、映画ロケーション等に係る道路使用の許可に当たっては、地域住民等の要望を勘案しつつ、交通への影響、地域住民、道路利用者等の合意形成の状況等を総合的に判断し、より弾力的かつ透明性の高い運用を行う。

(イ) 道路使用許可における交通安全活動推進センターの活用（交通規制課）

警察署長が行う道路使用許可に際し、高松市内の道路工事等のうち必要と認めたものについて、判断要素や履行状況等に関する調査業務を交通安全活動推進センターに業務委託することにより、道路使用許可の適正な運用を図る。

イ 不法占有物件の排除等（香川河川国道事務所、道路課、関係市町）

道路交通に支障を与える不法占有物件等については、実態把握、強力な指導取締りによりその排除を行い、特に市街地について重点的にその是正を実施する。

(ア) 道路パトロールによる指導強化

計画的に道路パトロールを実施し、道路を不法に放置されている自転車等を早期に発見・排除するとともに道路上に占有している自動販売機や広告看板等を関係機関と連携して撤去指導し、状況に応じて監督処分を行う。

(イ) 道路愛護意識の普及

「道路ふれあい月間」や交通安全運動等を通じて、地域住民の道路愛護意識の普及に努める。

(ウ) 広報活動の推進

道路に看板等を設置する場合の占有許可手続基準等について、商店街や自治会等の各種会合における説明や広報誌（紙）の配布等により積極的に周知するとともに、屋外広告物の関係業者・団体等に対して指導を徹底する。

(エ) 「香川さわやかロード」の推進

道路の環境美化及び道路愛護精神の高揚を目的として、地域住民や企業、児童生徒等の道路愛護団体がボランティアで行う県管理道路の清掃、緑化等の維持管理や美化活動に対し、県が活動を支援するとともに地域住民等の参加を促進する。

ウ 道路の掘返しの規制等（香川河川国道事務所、道路課、各市町）

道路の掘返しを伴う占有工事については、無秩序な掘返しと工事に伴う事故・渋滞を防止するため、施工時期や施工方法を調整する。

エ 香川県路上工事調整協議会の開催（香川河川国道事務所）

道路管理者（国土交通省、県、高松市）、県警察、公益事業者（電気、ガス、水道等）で構成した協議会において、県内道路における路上工事の調整及び路上工事縮減に向けた計画策定や施策の推進等を図る。

(第1 道路交通の安全)

| 項 目  | 2 交通安全思想の普及徹底  | 種 別 | (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進<br>(2) 効果的な交通安全教育の推進 |
|--|--|-----|---|
| 関 係 機 関  | 総務学事課、くらし安全安心課、長寿社会対策課、子ども家庭課、教育委員会（保健体育課）、警察本部（交通企画課、運転免許課）、高松矯正管区、高松保護観察所、関係市町 |     |   |
| <p>1 計画の実施方針</p> <p>交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号）等を活用し、幼児から成人に至るまで、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を行う。また、高齢者・障害者等に対する交通安全教育を推進する。</p> <p>交通安全教育を行うにあたっては、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に活用するなど、効果的な交通安全教育に努める。また、交通安全教育を行う機関・団体は、交通安全教育に関する情報を共有し、相互の連携を図りながら交通安全教育を推進する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 幼児に対する交通安全教育の推進</p> <p>ア 保育所、認定こども園、幼稚園等における交通安全教育の推進（総務学事課、子ども家庭課、保健体育課）</p> <p>保育所、認定こども園、幼稚園等においては、日常の保育活動を通じ、幼児の発達段階や地域の実情にあわせて、きめ細かな交通安全教育を行う。</p> <p>イ 幼児に対する交通安全教育の教材等の配布と活用（くらし安全安心課、交通企画課）</p> <p>学校、教育委員会、交通安全母の会や市町等と連携して、交通安全教育を効果的に実施するための教材や資料等の配布を行うとともに、幼児期から基本的な交通ルールを身に付け、実践させるため、幼稚園・小学校・公民館等において、視聴覚教材等を活用した交通安全教育を推進する。</p> <p>ウ こじかクラブ等の活動の活性化（総務学事課、保健体育課）</p> <p>こじかクラブの母親等による連絡協議会の組織化の促進と積極的な活動を通じて幼稚園、保育所と家庭の連携を強化し、一貫した交通安全教育を推進する。</p> <p>(2) 児童生徒に対する交通安全教育の推進</p> <p>自他の生命の尊重という基本理念に立って、児童生徒の心身の発達段階や地域の実情に即した交通安全指導、交通安全管理等を推進する。</p> <p>また、中・高校生に対しては自転車の安全利用、高校生に対しては、近い将来、運転者として交通社会の一員となることを考慮した適切な指導を通じて交通ルールの遵守を徹底させる。</p> <p>ア 小・中・高校生に対する交通安全指導（総務学事課、保健体育課）</p> <p>小学校においては、体育科の「保健」領域で、中学校においては、保健体育科の「保健分野」で、高等学校においては、科目「保健」において、また、道徳、総合的な学習の時間、特別活動などの学校の教育活動全体を通じて次に示す内容を指導する。</p> |  |     |   |

小学校 歩行者としての心得、自転車の安全な利用、乗り物の安全な利用、危険の予測と回避、交通ルールの意味及び必要性

中学校 歩行者としての心得、自転車の安全な利用、自動車等の特性、危険の予測と回避、標識等の意味、応急手当

高等学校 自転車の安全な利用、二輪車・自動車の特性、危険の予測と回避、運転者の責任、応急手当

これらの指導を効果的に実施するため、「生きる力をはぐくむ学校での安全教育（文部科学省）」、「小学校自転車安全指導マニュアル（日本交通安全教育普及協会）」、「中学校自転車安全指導マニュアル（日本交通安全教育普及協会）」、「高等学校自転車安全指導マニュアル（日本交通安全教育普及協会）」、「高等学校における二輪車に関する安全指導の手引（文部科学省）」や各種視聴覚教材等の積極的な活用を進める。

また、中学生・高校生を対象に交通安全意識の高揚と交通規則の確実な理解を図るために、県内すべての公立中・高等学校、特別支援学校を対象として、「交通安全教育推進隊」による自転車シミュレーター等を活用した交通安全教室を実施し、交通安全意識の高揚や交通マナーの向上を図る。また、高等学校においては、交通安全教室、「高校生自転車運転免許制度」や「自動車を運転する者の責任の重さを伝えるDVD視聴による交通安全教育」を実施する。

その他、全県的に特定の期間を設けて、各学校が重点的に交通安全教育（指導）に取り組む「長期休業明け交通安全教育特別強化週間」を展開するほか、通学時に警察と連携した街頭指導を継続的に実施する。

イ 校種間の連携強化（総務学事課、保健体育課）

幼稚園、小学校、中学校、高等学校間の連携を密にし、一貫した交通安全教育を推進する。

ウ 交通安全教育教材等の提供（交通企画課）

幼稚園、小学校、中学校、高等学校に対して、交通安全教育に関する視聴覚教材や交通安全教育実践用資料、交通事故概況等の資料を積極的に提供する。

エ 啓発活動の推進（総務学事課、保健体育課）

学校安全教育優良学校の選定と表彰等により、交通安全教育を含む学校安全教育を促進する。

オ 交通安全管理の強化（総務学事課、保健体育課）

小学校、中学校、高等学校においては、通学の安全確保のために、通学路の設定と点検、通学方法や通学の安全基準の設定、自転車通学者の車両点検等を実施する。

(3) 成人等に対する交通安全教育の推進（高齢者を除く）

様々な状況を総合的に判断して、自動車を冷静に運転できる能力を養成し、同時に他人や社会に配慮して安全に道路を通行できるように教育する。

ア 交通安全指導體制の確立（くらし安全安心課、交通企画課）

(ア) 地域の交通安全に関しては、市町の果たす役割が極めて大きいことから、市町交通安

全担当職員、市町交通指導員等に対する研修会を開催して、地区指導者の資質の向上を図る。

(イ) 地域交通安全活動推進委員、安全運転管理者等に対する指導者講習の充実を図り、地域・職域における交通安全教育の実施主体として育成する。また、安全運転中央研修所等において実践的かつ高度な教育を受講するよう勧め、安全運転管理者等の指導能力の向上を図る。

(ウ) 交通安全指導者の育成と教育を支援するため、「交通安全教育推進隊」による指導者の育成とともに教育指導者用マニュアル、教育用テキスト、映像記録型ドライブレコーダーによって得られた交通事故等の情報を活用した映像ソフト等の整備・充実及び相互利用の促進を図る。

また、交通事故の発生状況等の身近な交通安全情報、安全教育の効果的な実施事例等の情報を積極的に提供する。

(エ) 地域・職域等における二輪車安全教室を効果的に実施するため、二輪車安全運転推進委員会、二輪車安全普及協会等と連携の下、地域で交通安全実践活動に携わっている指導者層を対象に二輪車交通安全教室指導者講習会を効果的に開催し、指導者の育成と資質の向上を図る。

イ 地域、職域等における交通安全教育の推進（くらし安全安心課、交通企画課）

(ア) 法定の安全運転管理者講習の充実を図り、安全運転管理者等に対して交通安全教育指針に基づく企業内教育の進め方について指導する。また、安全運転管理者等講習は、安全運転管理者等の経験年数、企業の業務形態、自動車の使用実態等に応じたクラス編成を行い、実技、討論等を導入した受講者参加型の講習に努める。

また、新型コロナウイルス感染防止の観点から、会場における安全運転管理者等講習と併用した一部オンライン講習を開催。

(イ) 免許取得後の交通安全教育は、自らの運転適性、運転技能を客観的に把握させるとともに、安全運転に必要な知識技能に加え、危険予知トレーニングを活用した教育により、危険を予知し、回避する能力の向上を図る。

(ウ) 歩行者（電動車椅子利用者を含む）、自転車利用者に対して、夕暮れ時、夜間、早朝時の視認性に関する危険を認識させ、照明器具の活用、蛍光ジャンパー等の着用や反射材の着用貼付、明るい服装の励行など、自律的な交通安全行動の実践を促す。

(エ) トラック、バス等関係業者の社会的責任の自覚及び交通安全意識の高揚を図る。

(オ) 交通安全母の会等の主体的な活動を通じて、計画的に交通安全活動を展開するとともに、「交通安全は家庭から」をスローガンに交通安全の普及啓発と家庭の役割を強化する。

(カ) 社会教育関係団体（青年、婦人、PTA等）における自主的な交通安全教室等の開催を促す。

(キ) バイクの日（8月19日）の広報、啓発を行い、二輪車事故防止キャンペーンを実施し、交通安全意識の高揚を図る。

(ク) 飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための交通安全教育や広報啓発を引き続き推進するとともに、交通ボランティアや安全運転管理者、酒類製造・販売業者、酒類提供飲食店、駐車場関係者と連携して、ハンドルキーパー運動の普及啓発に努めるなど、地域、職域等における飲酒運転根絶の取組みを進め、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という県民の規範意識の確立を図る。

#### (4) 高齢者に対する交通安全教育の推進

高齢者に対しては、加齢に伴う身体機能の変化が運転や行動に及ぼす影響を自覚してもらうとともに、道路を安全に通行できるよう交通ルールの再認識を呼びかけ指導する。

##### ア 高齢者に対する交通安全意識の高揚（くらし安全安心課、長寿社会対策課、交通企画課）

(ア) かがわ健康福祉機構が行う「かがわ長寿大学」の中で、高齢者の交通事故防止を目的としたカリキュラムを設けることにより、高齢者の交通安全意識の高揚を図る。

また、交通安全教育を受ける機会が少ないことなどにより、交通ルールやマナーに関する理解が十分でない者に対しては、「セーフティアドバイザー」等による世帯訪問活動等を通して、直接、交通安全指導を行うことにより、歩行中及び自転車乗車中における交通ルールとマナーについての理解を深めさせる。

(イ) 老人デイサービスセンター・有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅において、高齢者を対象とした交通安全講習会を実施し、交通安全意識の高揚を図るとともに、事業所職員を交通安全教育指導者として育成するよう努める。

(ウ) 県老人クラブ連合会、市町老人クラブ連合会、市町単位老人クラブでは、講習会、研修会、その他各種会合の機会をとらえ、警察、交通安全教育推進隊等に、日頃から交通安全に関心を持つような講話等の実施を要請し、高齢者の交通安全意識の高揚を図る。

##### イ 高齢者交通安全活動の推進

(ア) 「高齢者交通安全日」（毎月 5 日）の活性化（くらし安全安心課）

県民一人ひとりに高齢者の行動特性を理解させ、道路交通の場における高齢者保護意識の醸成を図るとともに、高齢者自身の交通安全行動の実践を促進するため、「高齢者交通安全日」の活性化を図り、県民総ぐるみの高齢者事故防止活動を推進する。

(イ) 高齢者保護活動の推進（運転免許課、市町）

運転者に対しては免許の取得時や更新時等の機会をとらえて、地域において高齢者を取り巻く周囲の人々に対しては自治会活動等を通じて、高齢者が安全に交通社会に参画できるよう、高齢者の身体的特性や精神的特性について指導し、理解を深めるとともに、高齢者保護意識の高揚を図り、高齢者に対する思いやり運転や早めのライト点灯、こまめなライトの切替え等の啓発活動を推進する。

##### ウ 参加・体験・実践型教育の推進（市町）

市町、老人クラブ等は、相互に連携して、シルバードライビングスクールや高齢者交通指導員研修会等の参加・体験・実践型の安全教室を開催し、車両の特性や交通安全のあり方等について指導する。

##### エ 高齢者交通安全教育の推進



(イ) 高齢者交通安全指導者の育成（くらし安全安心課、交通企画課）

高齢者に対する参加・体験・実践型のきめ細かな交通安全教育を推進するため、市町の交通安全担当者、交通指導員、地域交通安全活動推進委員、高齢者交通指導員等を対象とした巡回教養・研修会等を実施し、交通安全指導者を育成する。

(ロ) 高齢者等に対する交通安全教育の実施（くらし安全安心課）

香川県交通安全母の会連合会に委託して交通安全教育の受講機会の少ない高齢者等を対象に世帯訪問を実施し、交通安全に関する意識の啓発を行う。

(ハ) 交通安全高齢者自転車大会の開催（くらし安全安心課、長寿社会対策課）

高齢者自身が身体機能の低下を自覚するとともに、自転車の正しい利用方法、安全な横断の仕方等を体得し、安全な行動がとれるようにするために、参加・体験型の自転車大会を開催する。

第42回交通安全高齢者自転車大会

日時：令和3年11月10日(水) 午前10時～午後3時

場所：坂出市立体育館

(ニ) 高齢運転者教育の充実（運転免許課、交通企画課、くらし安全安心課）

高齢運転者に対する認知機能検査や高齢者講習の迅速、的確な実施に加え、更新時講習における高齢者（シニア安全）学級の受講の促進、運転適性検査機器等の活用及び実車指導やシミュレーターによる安全運転指導を通じて、高齢者の身体機能の変化を踏まえた、よりきめ細やかな安全運転教育を推進する。

また、高齢者の運転技術の向上を目的とした高齢者安全運転推進事業として、自動車教習所指導員が地域に赴き、自宅周辺の道路を実際に運転し、事故防止に必要な知識や運転方法、注意すべき箇所等を指導する。（高齢者安全運転サポート事業）

(ホ) 「ヒヤリ地図」、「交通ハザードマップ」作成等支援活動の推進（交通企画課）

高齢者自身に危険箇所を認識させるため、高齢者の自主参加や三世代交流形式等による「ヒヤリ・ハット」箇所の調査に基づいた「ヒヤリ地図」、「交通ハザードマップ」等の作成活動を支援する。

(ヘ) 反射材の着用促進（くらし安全安心課、交通企画課）

夕暮れ時、夜間・早朝の交通事故防止に役立つ反射材（反射材付き蛍光ジャンパー・ベスト、反射ステッカー、リストバンド等）の有効性を広く周知するとともに、着用の促進を図る。

(ト) 高齢運転者標識表示等に関する周知（くらし安全安心課、交通企画課）

70歳以上の高齢運転者に高齢運転者標識（高齢者マーク）の表示に努めるよう周知し、高齢者自身の交通安全意識の高揚と一般運転者に対する思いやり運転を醸成し、高齢運転者の保護に努める。

また、高齢運転者の利用が多く見込まれる施設の駐車場に高齢運転者優先駐車場の確保を促進し、高齢運転者標識の普及と高齢運転者に対する保護意識の高揚を図る。

(チ) 参加・体験型の交通安全教室の実施（交通企画課）

「交通安全教育推進隊」等により、交通安全教育車（まなぶちゃん）や各種シミュレーター等を活用した高齢者対象の参加・体験型の交通安全教育を実施し、交通安全意識の高揚と安全行動の実践を促進する。

(5) 交通事犯被收容者に対する教育活動の充実（高松矯正管区）

ア 刑事施設における教育活動の充実

被害者の生命や身体に重大な影響を与える交通事故を起こした受刑者や重大な交通違反を反復した受刑者を対象に、改善指導として実施している「交通安全指導」、「被害者の視点を取り入れた教育」等の更なる充実に努める。特に、飲酒運転を行った者やアルコール依存の問題を抱える受刑者に対する一層の指導充実に図る。

イ 少年院における教育活動の充実

交通事犯少年に対し、個別の問題性に応じた矯正教育を行うとともに人命尊重の精神と遵法精神のかん養に重点を置いた指導等を通じて、交通安全教育の充実に図る。また、被害者を死亡させた又は、生命、身体若しくは自由を害した事件を犯した少年については、ゲストスピーカーによる講話などを活用し、被害者の視点を取り入れた教育を充実する。

ウ 少年鑑別所における鑑別の充実

運転適性検査や法務省式運転態度検査等の活用による交通事犯少年の特性や問題性の的確な把握に加え、適切な鑑別の在り方等について、専門的立場から研究を更に活発化し、一層の適正・充実化を図る。

(6) 交通事犯により保護観察に付されたものに対する保護観察の充実（高松保護観察所）

交通講習の実施や交通に関する学習の履修、飲酒運転防止プログラム等保護観察対象者の問題性に焦点を当てた効果的な処遇を実施する。

(7) 若者に対する交通安全教育の推進（くらし安全安心課、保健体育課、交通企画課、運転免許課）

ア 学校関係者等と連携した安全指導の実施

学校・事業者が主体となった交通安全活動等の取組みを働き掛けるとともに、大学・専門学校等の入学ガイダンス、長期休暇前の全体集会の機会や若者を雇用する事業所等と連携した交通安全教育や健全育成にかかる指導等を継続実施するとともに、危険予知トレーニングを活用した取組みを実施する。

イ 若者を重点とした運転者教育の強化

指定自動車教習所と連携し、仮免許申請者及び新規免許取得者に対し交通安全広報資料の提供等による交通安全意識の醸成を図るほか、更新時講習時には交通事故の危険性や悲惨さを訴える動画教材等を活用した、「一人ひとりの心に響く」インパクトのある講習を実施する。

ウ 若者の交通安全教育・交通安全リーダーの育成

若者の模範運転者を育成・支援するため「ヤングライダースクール」等の開催を通じ模範となる若者を育成するとともに、県・市・町のスポーツ振興課等と連携し、各種スポーツ活動における交通安全指導を実施するほか、その中でも模範的なグループを「ヤングリーダ

一」等として地域における若者の交通安全活動の核となるような取組みを進める。

エ 積極的な交通安全情報の発信

交通情報板、ラジオ放送、交通情報センター等を活用し、タイムリーな情報の提供に努めるほか、若者が利用する機会が多いコンビニ電光掲示板等を利用したワンポイント的交通安全情報の発信に努める。

(第1 道路交通の安全)

| 項 目  | 2 交通安全思想の普及徹底  | 種 別 | (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進 |
|--|--|-----|-----------------------|
| 関 係 機 関  | 四国運輸局香川運輸支局、四国地方整備局香川河川国道事務所、<br>暮らし安全安心課、広聴広報課、警察本部（交通企画課、交通指導課）、<br>西日本高速道路㈱四国支社、本州四国連絡高速道路㈱坂出管理センター |     |                       |
| <p>1 計画の実施方針</p> <p>すべての県民に対し、交通ルールの遵守と交通マナーの向上など交通安全意識の高揚を図る普及啓発活動を推進する。実施にあたっては、県、市町、警察、学校、関係民間団体、地域社会及び家庭がそれぞれの特性を生かし、互いに連携をとりながら地域ぐるみの活動が推進されるよう努める。</p> <p>交通安全思想の普及徹底に当たっては、行政、民間団体、企業等と住民が連携を密にした上で、それぞれの地域における実情に即した身近な活動を推進し、住民の参加・協働を積極的に進める。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 交通安全運動の推進（暮らし安全安心課）</p> <p>ア 「あなたのマナーがみんなを守る 交通マナーアップ県民運動」の推進</p> <p>テレビ、ラジオ、インターネット等の広報媒体を積極的に活用し、本運動の重点である</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 高齢者の交通事故防止</li> <li>② 横断歩道の歩行者優先と正しい横断</li> <li>③ 自転車の正しいルールとマナーの徹底</li> <li>④ シートベルトの全席着用・チャイルドシートの正しい使用の推進</li> <li>⑤ 飲酒運転・妨害運転等の悪質で危険な運転の追放</li> </ol> <p>の周知徹底を図り、「歩行者優先 守るけん かがわ県」をスローガンに県民一人ひとりに交通ルールの遵守と交通マナーの向上を促す。</p> <p>イ 交通安全運動の推進</p> <p>(ア) 「交通マナーアップの日」「高齢者交通安全日」</p> <p>「交通マナーアップの日」「高齢者交通安全日」（毎月5日、ただし、当日が休日の場合はその直後の休日以外の日）の運動を強化し、交通安全活動の日常化を促進する。</p> <p>(イ) 「県民の交通安全日」</p> <p>「県民の交通安全日」（毎月20日、ただし、当日が休日の場合はその直後の休日以外の日）の運動を強化し、交通安全活動の日常化を促進する。</p> <p>(ウ) 各季の交通安全運動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 春の全国交通安全運動（4月6日～4月15日）</li> <li>○ 秋の全国交通安全運動（9月21日～9月30日）</li> <li>○ 年末年始の交通安全県民運動（12月10日～1月10日）</li> </ul> <p>(エ) 「交通事故死ゼロを目指す日」（4月10日、9月30日）</p> |  |     |                       |

交通安全に対する更なる意識の向上を図り、近年の交通事故死者数の減少傾向を確実なものとするを目的として国において定められた「交通事故死ゼロを目指す日」（4月10日、9月30日）を効果的に実施するために広報・啓発を行うとともに、県下一斉のキャンペーンを実施する。

(オ) 「県民自転車安全利用の日」（10月20日）

「香川県自転車の安全利用に関する条例」の周知徹底を図るため、関係機関・団体の協力を得て大型商業施設において、自転車安全利用のキャンペーン等を実施する

(カ) 特別の交通安全運動

県民に交通事故の悲惨さと身近な危険であることの認識を呼びかけ、交通安全意識の高揚と啓発を図るとともに、交通事故が多発する夏季を前に、年間運動である「あなたのマナーがみんなを守る 交通マナーアップ県民運動」の一環として、夏季(7月5日)にシートベルト着用・自転車の安全利用啓発街頭大キャンペーンを実施するほか、交通事故多発傾向がみられるときは、適時適切に事故防止特別対策並びに運動を実施する。

また、交通死亡事故が多発傾向となる秋から年末にかけての薄暮時対策として9月30日に反射材着用啓発街頭大キャンペーンを実施する。

さらに、「飲酒運転の根絶について」（平成18年9月15日中央交通安全対策会議交通対策本部決定）に基づき各種広報媒体を活用して、飲酒運転の根絶に向けた県民の意識改革を図るための広報・啓発を行う。

ウ 推奨運動の継続推進

自転車の正しいルールの広報啓発、自転車・二輪車の交通教室、シートベルト100%着用運動等を適宜継続実施し、安全意识の高揚と交通ルールの遵守及びマナーの向上を図る。

(2) 自転車の安全利用の推進

ア 自転車利用者に対する交通安全教育の充実（交通企画課）

関係機関団体と連携した「自転車安全利用五則」の周知徹底、道路交通法及び道路交通法施行細則（公安委員会規則）を踏まえた正しい自転車ルールの広報啓発活動を行い、傘差し運転の禁止、携帯電話等の「ながら運転」の禁止、大きな音でヘッドホン等を使用し音楽を聞く等の運転の禁止の徹底を図る。

特に、自転車事故の死者の約6割は頭部が致命傷であることから、関係機関、団体と連携して被害低減に極めて有効な自転車ヘルメットの着用促進を強化する。

さらに、自転車シミュレーター等を活用した、参加・体験・実践型の、交通安全教育を積極的に実施するほか、「自転車通行マナーアップモデルスクール」への積極的な支援等を行う。

一方、自転車は歩行者と衝突した場合には加害者となる側面も有しており、交通参加者としての十分な自覚・責任が求められることから、交通安全意識の更なる高揚とともに、昨今の自転車事故による高額賠償事例の増加を踏まえ、損害賠償責任を果たすための損害保険の加入促進を図る。

イ 自転車利用者に対する交通指導取締りの強化（交通企画課、交通指導課）

自転車事故の抑止のため、毎月15日の自転車指導取締り強化日を中心に、自転車利用者に対する交通指導取締りを強化するとともに、悪質な法令違反や警告に従わない自転車利用者は積極的に検挙措置を講じるなど、街頭活動と、「自転車安全利用五則」を始めとする交通安全教育の両輪により自転車事故の抑止に努める。

ウ 「自転車月間」における活動の強化（交通企画課、交通指導課）

自転車利用者の交通ルール遵守及びマナー向上を促進するため認定された「自転車月間（5月）」にあつては、自転車指導啓発重点地区・路線を中心に、地域交通安全活動推進委員や自治体の交通指導員、地域住民等と共同で街頭における指導啓発活動を積極的に推進する。

エ 自転車の安全利用についての広報啓発活動の推進（くらし安全安心課）

「香川県自転車の安全利用に関する条例」について、各種広報媒体を活用して、自転車利用者の遵守事項・自転車の点検整備・ヘルメットの着用等の周知を図り、自転車の安全利用を推進するほか、自転車損害保険の加入促進について積極的に広報し、事故時の補償に備えるだけでなく、自転車利用者の交通安全意識の高揚を図る。

(3) シートベルト・チャイルドシート着用の徹底及び推進

ア 広報啓発活動の推進（くらし安全安心課、交通企画課、香川運輸支局）

シートベルト、チャイルドシートの着用については、漠然と着用を呼びかけるだけでなく、着用効果や非着用の危険性などについて県民が納得しやすい方法による広報啓発を行う。また、各季の交通安全運動や県民の交通安全日などの機会を捉えて、全席でのシートベルト着用の周知と普及啓発活動を展開し、着用の徹底を図る。

(ア) テレビ、ラジオ、新聞等のマスメディアを活用した広報を実施する。

(イ) ポスター、チラシ、リーフレット等を作成配布する。

(ウ) 視認効果の高い場所に看板や横断幕等を掲出する。

(エ) 関係機関等の広報誌に資料提供を行い、広範な広報活動を展開する。

(オ) 街頭キャンペーンの積極的な展開による広報活動を実施する。

(カ) 交通事故体験集・啓発ステッカーを作成配布する。

(キ) 電光掲示板、道路情報板、交通情報板を活用した広報を実施する。

(ク) シートベルト着用推進モデル事業所、シートベルト着用推進モデル路線の指定等、関係機関団体と連携した広報活動を推進する。

(ケ) チャイルドシートアセスメント情報により、安全なチャイルドシートの普及を促進する。

イ 参加・体験・実践型の交通安全教育の推進（交通企画課）

交通安全教育推進隊と緊密に連携を図り、シートベルトコンビンサーを積極的に運用し、より効果的な体験型の講習会を開催する。

ウ 指導取締りの強化（交通指導課）

交通事故の被害の軽減を一層進めるため、シートベルトの着用及びチャイルドシートの使用に係る指導取締りの徹底を図る。

(4) 反射材の普及促進（くらし安全安心課、交通企画課）

ア 夕暮れ時、夜間・早朝の交通事故防止に役立つ反射材（反射材付き蛍光ジャンパー・ベスト、反射ステッカー、リストバンド等）の有効性を広く周知

するとともに、着用・利用の促進を図る。

イ 夜間における歩行者及び自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材の普及を図るため、反射材着用啓発街頭大キャンペーンを実施する。

ウ 自転車の視認性の向上

自転車の夜間における視認性を高めるため、自転車用反射材の有効性を広く周知するとともに、その普及促進を図る。

(5) 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立（くらし安全安心課、交通企画課）

飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するとともに、ハンドルキーパー運動の普及啓発を継続するなど、県民の規範意識の向上に努める。

(6) 飲酒運転根絶 BOX の運用（交通企画課、交通指導課）

県警ホームページから飲酒運転等に関する情報をメールで受理する「飲酒運転根絶 BOX」の運用により検挙活動の強化を図るとともに、「飲酒運転根絶 BOX」の広報啓発活動を通じ、飲酒運転の未然防止による根絶を図る。

(7) 交通安全意識高揚ポスターの募集（くらし安全安心課）

交通安全の重要性について児童生徒の理解を深めるとともに、県民の交通安全意識の高揚を図るための交通安全意識高揚ポスターの募集を行う。

(8) 交通死亡事故多発時における緊急対策（くらし安全安心課、交通企画課）

交通死亡事故が連続的かつ集中的に発生した場合、全県又は一定のブロックを指定して、交通死亡事故多発警報を発令し、早期に幹線道路の陸橋や公共施設等に「死亡事故多発警報」を周知する横断幕やのぼり旗を掲出して県民に注意を喚起するなどの総合的かつ集中的な交通事故抑止対策を推進して早期に交通死亡事故の連続発生を抑止する。

(9) 効果的な広報の実施

ア 各種報道機関への資料提供（くらし安全安心課、交通企画課）

交通事故の実態を早く正しく県民に伝えるため、各種広報媒体を活用した交通事故情報の適宜・適切な提供を行うとともに、交通安全対策に関する情報を提供する。

イ 関係機関・団体等への資料提供（くらし安全安心課、交通企画課）

関係機関・団体等における広報が効果的に推進されるよう積極的かつタイムリーな資料提供に努める。

ウ 各種報道機関等を媒体とする広報（広聴広報課、くらし安全安心課、交通企画課）

新聞：四国新聞「交通事故」統計速報

テレビ：岡山放送「サン讚かがわ PLUS」

ラジオ：NHK「交通安全メモ」、西日本放送「おはようセーフティロード」「交通情報」

「ようこそ知事室へ」、FM香川

等の定時番組やスポット随時番組等による広報を実施する。

エ 県発行広報誌等の利用（広聴広報課、くらし安全安心課、交通企画課）

県広報誌「みんなの県政 THE かがわ」・警察本部広報誌「さぬきの安全」等による広報を実施する。

オ インターネットを活用した情報提供（広聴広報課、くらし安全安心課、交通企画課）

交通事故防止に関する意識の啓発等を図るため、ホームページ（県、県警）、SNS（ツイッター、フェイスブック、ユーチューブ）、メールマガジン（メルマガかがわ、安全・安心ヨイチメール）を活用するとともに、県警ホームページ上に過去5年間に県内で発生した人身事故の全てを「交通事故マップ」として掲載しているほか、「香川の交通」、「CT2インフォメーション」等の交通事故統計、分析資料等、身近な交通安全情報を提供する。

カ 事業担当部局の広報計画に基づき、広報誌やコンビニエンスストア等での広報やテレビ、ラジオ、県ホームページ等による広報を行う。（広聴広報課）※再掲

キ 市町広報紙（誌）等への資料提供（くらし安全安心課、交通企画課）

(ア) 市町広報紙（誌）及び有線放送、デジタルサイネージ等の地域放送施設に対し、地域に密着した交通安全情報及び交通安全対策に関する情報資料を提供する。

(イ) 交通安全教育教材等活用制度（各市町の図書館等に交通安全教育教材等を保管し、県民等が活用する制度）の効果的な運用が図れるよう各種資料を提供する。

ク 広報資料の作成配布等（くらし安全安心課、交通企画課）

(ア) ポスター、チラシ、リーフレット等を作成配布する。

(イ) 看板、横断幕等のデザイン統一化により、相乗的な広報効果を高めるよう配慮する。

ケ 広報技術の研究（くらし安全安心課、交通企画課）

県民の日常生活に浸透する効果的な広報を実施するため、専門家の助言を得ながらその技術及び内容等の研究に努める。

コ VICS対応カーナビゲーションの交通事故防止情報の発信（交通企画課、交通規制課）

サ 交通安全ポスター展、交通事故写真パネル展（くらし安全安心課、交通企画課）

交通安全ポスター展、交通事故写真パネル展等効果的なキャンペーンの実施に配慮する。

シ 交通事故防止及び交通マナー向上等を目的とした動画を用いた効果的な広報啓発活動の展開（くらし安全安心課、交通企画課）

ス 道路情報提供装置等による広報（香川河川国道事務所）

セ 高速道路等における交通安全広報等の推進（西日本高速㈱、本四高速㈱）

高速道路における安全な走行方法についての指導広報を多角的に行い（掲示板・懸垂幕等による広報等）、高速運転ルールの遵守と交通マナーの向上を図る。

(10) その他の普及啓発活動の推進（香川運輸支局）

自動車アセスメント、チャイルドシートアセスメントにおいて、自動車ユーザーに自動車及びチャイルドシートの安全性能に関する比較情報を定期的に提供することにより、ユーザーが安全な製品を選びやすい環境を整備するとともに、自動車メーカー等のより安全な製品開発を促進する。特に予防安全技術の評価については、対歩行者衝突被害軽減ブレーキの評価を新たに加えるなど、より一層の充実を図る。



(第1 道路交通の安全)

|  |  |     |   |
|--|--|-----|---|
| 項 目  | 2 交通安全思想の普及徹底                              | 種 別 | (4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進<br>(5) 地域における交通安全活動への参加・協働の推進 |
| 関 係<br>機 関   | 四国運輸局香川運輸支局、くらし安全安心課、警察本部（交通企画課、高速道路交通警察隊） |     |   |
| <p>1 計画の実施方針</p> <p>交通安全意識の高揚と安全行動の実践、定着化を図るため、民間団体等が推進する交通安全活動を積極的に援助し、主体的な交通安全活動を促進する。また、地域の実情に即して効果的かつ積極的に行われるように働きかける。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 交通安全関係団体等の育成指導（香川運輸支局、くらし安全安心課、交通企画課）</p> <p>各種交通安全運動、「交通マナーアップの日」、「高齢者交通安全日」及び「県民の交通安全日」等の活動を通じ交通安全協会、交通安全母の会、市町老人クラブ交通安全部、安全運転管理者協議会、地域交通安全活動推進委員協議会、高齢者交通指導員、自動車業界交通安全対策推進協議会等交通安全関係団体の組織の充実と主体的な活動の促進等の育成指導に努める。</p> <p>(2) 各種民間団体等の交通安全協力活動の推進（香川運輸支局、くらし安全安心課、交通企画課）</p> <p>広く民間団体の安全活動への参加と実践を促進するため、交通事故実態に対応した情報を提供するとともに、活動に対する指導・支援に努める。</p> <p>「飲酒運転根絶宣言店」の拡大に努め、酒類提供飲食店の協力のもと、一層の飲酒運転根絶に努める。</p> <p>(3) 香川県交通安全県民大会等の実施（くらし安全安心課）</p> <p>香川県交通安全県民大会等を開催し、交通安全功労者・団体の表彰を行うことにより、日頃の熱心かつ地道な活動に敬意を表するとともに県民のより一層の交通安全意識の高揚に努める。</p> <p>(4) 民間団体等との連携及び育成指導（くらし安全安心課、交通企画課、高速道路交通警察隊）</p> <p>交通安全を目的とする民間団体の結成の促進及びその育成に努めるとともに、これらの団体と密接な連携を図り、組織の充実と地域に密着した主体的な交通安全活動が行われるよう、積極的に働き掛ける。</p> <p>(5) 歩行者ファーストかがわ推進運動の実施（くらし安全安心課、関係行政機関・団体）</p> <p>交通安全県民会議を構成する関係機関・団体は、広く県民から参加を募り、コンテスト方式による交通意識の啓発を推進する。</p> <p>(6) 交通安全関係行政機関及び団体との連絡調整の強化（くらし安全安心課、関係行政機関・団体）</p> |  |     |   |

交通安全に関する取組を効果的に推進するため、香川県交通安全県民会議専門部会の開催等により、関係行政機関及び団体との連絡調整の強化を図る。

(7) 交通対策本部決定事項の実施の促進（くらし安全安心課）

交通対策本部において決定された事項については、関係機関・団体と連携し、効果的な実施を促進する。

(8) 市町における交通安全推進体制の整備・拡充のための助言等（県、国の指定地方行政機関）

県及び国の指定地方行政機関は、市町における交通安全推進体制の整備・拡充について指導・助言を行う。また、市町の交通安全（実施）計画の作成にあたっては、国及び県に準じた施策や地域の実情に応じた施策が講じられるよう、適切に助言する。

(第1 道路交通の安全)

| 項 目   | 3 安全運転の確保   | 種 別 | (1) 運転者教育等の充実 |
|---|---|-----|---------------|
| 関 係<br>機 関  | 四国運輸局香川運輸支局、くらし安全安心課、独立行政法人自動車事故対策機構<br>警察本部（交通企画課、交通指導課、運転免許課） |     |               |
| <p>1 計画の実施方針</p> <p>安全で快適な交通社会を実現するため、安全運転に必要な知識及び技能を身につけたうえで安全運転を実践できる運転者を育成するなど、きめ細かな運転者対策を積極的に推進する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 運転免許試験受験者等に対する教育の充実（運転免許課）</p> <p>ア 指定自動車教習所における教習の充実</p> <p>指定自動車教習所の教習に関し、交通事故の発生状況、道路環境等の交通状況を踏まえた指定自動車教習所職員講習等の機会を通じて、教習内容及び技法の充実を図り、教習水準を高める。</p> <p>イ 取得時講習の充実</p> <p>指定自動車教習所を経ないで、原付免許、普通二輪免許、大型二輪免許、普通免許、準中型免許、中型免許、大型免許、普通二種免許、中型二種免許及び大型二種免許を取得しようとする者に対する免許の種別に応じた講習を効果的に実施するため、講習委託先に対する必要な指導・監督を行い、講習に必要な体制の整備を図る。</p> <p>(2) 実効ある初心運転者教育の推進（運転免許課）</p> <p>ア 指定自動車教習所及び指定講習機関の適正な教習の推進と教習水準の向上</p> <p>指定自動車教習所及び指定講習機関に対する検定立会等を含めた監督指導を徹底し、適正な教習の推進を図るとともに、指導員等の資質を高め、初心運転者教育の教習水準の向上に努める。</p> <p>また、県民に対しては、免許取得希望者が教習所を選択するに当たって参考となる初心運転者の事故率など、教習水準に関する情報の提供を促進する。</p> <p>イ 安全運転中央研修所における教習指導員等の教育の推進</p> <p>実践的かつ高度な運転者教育を体系的に推進するため、指定自動車学校協会等と連携して安全運転中央研修所への入所を促進する。</p> <p>(3) 運転者に対する再教育等の充実（運転免許課、交通企画課）</p> <p>講習資機材等の整備充実と定期的な機器更新等を行い、教育環境の改善に努めるとともに、教育手法及び教育内容の高度化を推進する。</p> <p>ア 運転免許更新に伴う再教育</p> <p>県独自の講習用視聴覚教材を用いた講習を実施するとともに、細分化された更新時講習により運転者の特性に応じた講習を推進し、交通社会に適応する健全な運転者の育成に努める。（運転者区分～優良、一般、違反、初回）</p> |   |     |               |

イ 停止処分者講習及び取消処分者講習の高度化

個々の運転者の資質に応じた効果的な講習の実施を図るため、停止処分者講習については運転者の特性に応じた飲酒学級等の編成、運転技能及び運転適性診断に基づく実車を使用した講習、小集団検討等を行い、取消処分者講習については従来の講習に加えて、特に、飲酒に起因する取消処分者に対しては、各自に飲酒日記を提出させ、これに基づいた個別指導を行う。

ウ 違反者講習の充実

違反者講習は、相対的に危険性が相対的に低く教育による改善効果が期待できる者に対する講習として、座学及び実車講習と社会参加活動にクラス分けした参加・体験型の講習であり、講習内容の充実と効果的な推進により運転者の資質の向上を図る。

エ 運転免許取得者に対する再教育の推進

運転免許取得者教育を実施している自動車教習所に対し、必要な指導助言を行い、その水準の向上を図るとともに、運転免許取得者が実車を用いた運転技能講習を受講した際に、その受講料を一部補助する「交通事故を起こさせないための運転者教育事業」の推進を図り、運転免許取得者教育のより一層の普及を図る。

(4) 高齢運転者対策の充実（運転免許課）

ア 75歳以上の免許保有者に対する更新時の認知機能検査や高齢者講習及び一定の違反行為をした場合に実施される臨時認知機能検査や臨時高齢者講習が迅速かつ円滑に実施されるよう、高齢者講習の受講等の負担軽減に向けた取組を推進する。

イ 70歳以上の免許保有者に身体機能の低下等について自覚を促し、それが運転に及ぼす影響を認識させるための運転適性検査機器の活用や実車指導等によるきめ細かな運転者教育が実施されるよう、講習機関に対する指導・監督を徹底する。

ウ 障害者や一定の症状を呈する病気等の患者からの相談に加え、高齢運転者やその家族等からの相談を積極的に受け入れ、安全運転の継続に必要な助言・指導や自主返納制度等の教示など、高齢者の特性に応じたきめ細かな対策を講じる。

エ 運転シミュレーター等の各種運転適性検査機器を活用した運転適性検査を実施し、その検査結果を踏まえた個々の身体機能に応じた安全指導を実施する。

オ 認知機能検査で認知症のおそれがあると判定された高齢者を地域包括支援センター等における早期診断・早期対応に繋ぐための「認知症高齢者等の情報提供及び支援に関する協定」の円滑な運用を図る。

カ 運転経歴証明書の代理申請や運転免許センターでの日曜更新窓口での受付等、自主返納がし易い運転免許制度の積極的な広報に努め、広く、その周知を図る。

キ 安全運転相談や医師からの届出等に基づき、認知症などの一定の病気の疑いのある運転者の早期把握に努めるとともに、迅速、確実な臨時適性検査の実施により、適確に運転免許の取消等の行政処分を執行する。

(5) 二輪車安全運転対策の推進（運転免許課）

指定自動車教習所における二輪車の交通安全教育体制の整備を促進し、自動二輪車及び原

付の安全運転講習内容を充実するとともに、自動二輪車の二人乗りに関する安全教育を重点とした二輪運転者に対する教育の強化を図る。

(6) 高速道路等における安全運転マナー向上のための運転者教育の推進（運転免許課）

高速道路等における安全運転マナーの向上を図るため、指定自動車教習所における高速教習の充実に努めるとともに更新時講習等の機会を利用してあおり運転の危険性や車両故障時に不用意に車外に出ないことなど、高速道路における安全運転意識の向上を図る。

(7) シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底

ア 広報啓発活動の推進（くらし安全安心課、交通企画課、香川運輸支局）

全座席のシートベルト着用義務化に伴い、シートベルト・チャイルドシートの正しい着用については、漠然と着用を呼びかけるだけでなく、シートベルトコンビンサーを活用した被害軽減効果等について県民が理解しやすい方法による広報啓発を行う。また、各種講習会、イベント等の機会を捉えて効果的な広報活動を展開する。

- ・ テレビ、ラジオ、新聞等のマスメディアを活用した広報を実施する。
- ・ ポスター、チラシ、リーフレット等を作成配布する。
- ・ 視認効果の高い場所に看板や横断幕等を掲出する。
- ・ 関係機関等の広報誌に資料提供を行い、広範な広報活動を展開する。
- ・ 街頭キャンペーンの積極的な展開による広報活動を実施する。
- ・ 交通事故体験集・啓発ステッカーを作成配布する。
- ・ 電光掲示板、道路情報板、交通情報板を活用した広報を実施する。
- ・ チャイルドシートアセスメント情報により、安全なチャイルドシートの普及を促進する。

イ 参加・体験・実践型の交通安全教育の推進（くらし安全安心課、交通企画課）

- ・ シートベルトコンビンサーの活用による体験型の講習会を開催する。
- ・ ドライビングセミナーを開催し、効果的な交通安全教育を推進する。
- ・ チャイルドシートについては、正しい着用と着用効果の認識が深まるよう展示や体験試乗等を実施する。
- ・ 交通安全教育推進隊等による幼児の保護者教育等において、チャイルドシートの正しい取り付け指導を推進し、適切な使用について啓発する。
- ・ チャイルドシートのレンタル、リサイクル制度の支援を行う。

ウ シートベルトの着用、チャイルドシート使用及び乗車用ヘルメットの正しい着用の定着化を図るため、継続的な取締りを行う。（交通指導課）

(8) 自動車運送事業（バス、タクシー、トラック）等に従事する運転者に対する適性診断の受診促進（独立行政法人自動車事故対策機構）

ア 適性診断の受診を通して、ドライバーの性格、安全運転態度、認知・処理機能、視覚機能など、心理及び生理の両面から個人の特性を把握し、安全運転に役立つようきめ細やかなアドバイスを提供する。

イ 自動車運送事業に従事する運転者のうち、特定の運転者（初任運転者・高齢運転者（65歳

以上)・事故惹起運転者) に対し、義務付けられた適性診断を実施する。

ウ 上記イ以外の運転者に対し、定期診断(繰り返し受診をすることで経年による変化を知るための診断) やカウンセリング付き定期診断 (NASVA カウンセラーと一緒に今後の安全運転に向け必要な運転行動を考え、助言・指導を行う診断) の受診を促進する。

(第1 道路交通安全)

|   |              |     |               |
|---|--------------|-----|---------------|
| 項 目   | 3 安全運転の確保    | 種 別 | (2) 運転免許制度の改善 |
| 関 係<br>機 関  | 警察本部 (運転免許課) |     |               |
| 1 計画の実施方針<br>国民皆免許時代に即応した運転免許行政の推進を図るため、適切な運転者対策及び即日交付制度の効果的な運用を図る。   |              |     |               |
| 2 計画の内容   |              |     |               |
| (1) 適切な運転者対策の推進   |              |     |               |
| ア きめ細かな運転者対策の推進<br>運転者の運転特性を診断するための各種運転適性検査機器を用いた運転適性検査を積極的に活用し、その結果に基づいた個別の安全運転指導により、安全運転意識の醸成を図る。   |              |     |               |
| イ 適正な運転免許試験の推進<br>受付、試験、適性検査等に従事する職員の実務能力の向上を図り、各種技能試験に対応した適正な免許試験を推進する。  |              |     |               |
| ウ 国際化に対応した運転免許事務の推進<br>各警察署で取り扱っている「国外運転免許証の申請及び交付」事務の広報を推進し、県民の利便性を向上させる。<br>また、英語・中国語・ベトナム語による運転免許学科試験の実施を推進するとともに、外国運転免許証を受けている者に対する試験の一部免除に当たっては、厳正に資格審査を行い不正取得を防止する。   |              |     |               |
| エ 高齢者等に対する安全運転相談活動の充実<br>高齢者及び一定の病気にかかっている者等の運転免許の取得、継続、返納について、自動車等の安全な運転への支障の有無を個別に判断する必要があるため、担当職員の医学的知識や運転適性検査技能の向上を図り、もって高齢者や障害者等に対する安全運転相談のより一層の充実を図る。<br>また、安全運転相談の認知度を向上させて相談を受ける機会の拡大を図るため、あらゆる媒体を活用して安全運転相談専用ダイヤル（#8080）の広報啓発に努める。<br>そのほか、聴覚障害者による自動車等の運転機会拡大に伴い、聴覚障害者に対する講習や教習等における支援体制の充実を図るとともに、聴覚障害者標識や身体障害者標識を表示した自動車に対する周囲の運転者の配慮事項について広報を行う。 |              |     |               |
| (2) 適正な運転免許業務の推進  |              |     |               |
| ア 県民の利便を考慮した業務の推進<br>運転免許業務のOA化や免許関係事務の業務委託を一層推進し、運転免許更新時の業務  |              |     |               |

の合理化・効率化を推進して、県民の利便性向上を図る。

イ 県下各更新センターの効果的運用

地域に根ざした運転免許更新センターとして、東かがわ運転免許更新センター、小豆運転免許更新センター、善通寺運転免許更新センターにおける適正な業務分担により迅速かつ正確な事務処理を推進して、免許更新業務の最適化を図る。

ウ 運転免許証への旧姓記載等県民ニーズに添った運転免許行政の推進

運転免許証への旧姓の記載、変更又は削除に係る事務や運転免許を失効させた者に対する運転経歴証明書の交付事務など、県民の意見・要望に添った運転免許行政を的確に推進する。

(3) 迅速的確な行政処分の推進

道路交通の場から悪質・危険運転者を早期に排除するため、仮停止制度等の積極的な運用に努めるとともに、迅速、的確な行政処分の執行に努め、交通秩序の確立を図る。

(4) 親切・丁寧な窓口業務の推進

ア 親切・丁寧な対応と事務処理の迅速、合理化の推進

来庁者に対し、より親切で丁寧な対応に努め、事務処理の迅速化、合理化を推進する。

イ 各種免許手続サービスの向上

更新予定者に対する更新情報の提供のほか、来庁者の利便を図る各種手続に関する通知業務、案内標示、窓口受付等について改善を図る。

(5) 大規模災害の発生を想定した運転免許体制等の確立

ア 発生時の措置

日頃から有事を想定した避難誘導訓練を繰り返し実施し、来庁者の人命安全を第一とした、的確な避難誘導等を実施する。

また、迅速に人的、物的被害状況を把握し、運転免許行政への影響を勘案した適切な県民広報を実施する。

イ 免許業務の体制充実

想定を上回る大規模災害の発生に備え、運転免許業務への影響を最小限に抑制するための、免許データの保存方法の改善など、リスク分散化に向けた施設整備等を推進する。



(第1 道路交通安全)

|  |             |     |               |
|--|-------------|-----|---------------|
| 項 目  | 3 安全運転の確保   | 種 別 | (3) 安全運転管理の推進 |
| 関 係<br>機 関   | 警察本部(交通企画課) |     |               |
| <p>1 計画の実施方針</p> <p>安全運転管理者等の資質及び安全意識の向上を図る等により、事業所の安全運転管理体制を充実強化し、安全運転管理業務の徹底を図る。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 安全運転管理の充実</p> <p>ア 安全運転管理者制度の効果的な運用</p> <p>安全運転管理者等の選任状況を的確に把握し、未選任事業所の一掃を図る。また、選任事業所に対しても使用者の真の代務者として、安全運転管理業務を強力かつ効果的に遂行し得る職務上の地位と管理能力を有する者を選任するよう指導する。</p> <p>イ 安全運転管理の体制及び方法の改善</p> <p>適正な安全運転管理の推進を図るため、交通事故等多発事業所等安全運転管理上問題のある事業所について公安委員会に対する報告や資料の提出を求めるほか、個別の巡回指導を行うなどにより、運転管理の体制及び業務の改善を図る。</p> <p>ウ 安全運転管理者等講習の充実強化</p> <p>安全運転管理者等講習の効果を上げるため、同講習を事業所の規模、安全運転管理者等の経験年数に応じたクラス編成を行い、実技講習やパネルディスカッション等の取り入れや講師陣の追加招致など、内容の充実に努め、これらの者の資質の向上を図る。また、ドライブレコーダー等の映像を用いるなどの視覚に訴える効果的な講習を展開する。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染防止の観点から、会場での講習のうち、一部講習をオンライン講習に置き換えて開催する。</p> <p>エ 安全運転管理者協議会の自主活動の推進</p> <p>企業等における自主的な安全運転管理の推進を図るため、自主的な研修会の開催、無事故無違反運動の推進等について必要な助言・指導を行う。また、適宜、交通事故防止対策上必要な情報の提供や活動に努める。</p> |             |     |               |

(第1 道路交通の安全)

|  |                             |    |                             |
|--|-----------------------------|----|-----------------------------|
| 項目   | 3 安全運転の確保                   | 種別 | (4) 事業用自動車安全プラン等に基づく安全対策の推進 |
| 関係機関   | 四国運輸局香川運輸支局、独立行政法人自動車事故対策機構 |    |                             |
| <p>1 計画の実施方針</p> <p>運送事業所の運行管理体制を充実強化し、企業における安全運転業務の徹底を図る。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立（香川運輸支局、自動車事故対策機構）</p> <p>企業全体に安全意識を浸透させ、より高い水準での安全を確保するため、経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制の構築を図るとともに、その確認を国または独立行政法人自動車事故対策機構が行う「運輸安全マネジメント評価」を推進する。また、運輸防災マネジメントの取組により、自動車運送事業者による防災意識の向上及び事前対策強化等を支援する。</p> <p>(2) 自動車運送事業者等に対するコンプライアンスの徹底（香川運輸支局）</p> <p>自動車運送事業者については、引き続き、優先的に監査を行うべき事業者を抽出し、効率的な監査を実施するとともに、法令違反等を行う悪質な事業者に対しては、事業用自動車総合安全プラン2025等を踏まえ、実効性のある監査及び処分を行っていく。また、関係機関合同による監査を実施し、不適切な事業者に対しては厳正な処分を行う。このため、効果的かつ効率的な監査を実施するための監査システムの構築及び監査実施体制の充実・強化を図る。</p> <p>また、関係行政機関相互の連絡会議の開催及び指導監督結果の相互通報制度等を活用することにより、過労運転に起因する事故等の通報制度的確な運用と業界指導の徹底を図るとともに、貨物自動車運送事業者及び貸切バス事業者については、事業者団体等関係団体による指導として、国が指定した機関である、適正化事業実施機関を通じての過労運転・過積載の防止等運行の安全を確保するための指導の徹底を図る。</p> <p>2025年開催予定の大阪・関西万博等多様な輸送ニーズに対応しつつ、安全性の確保を図るため、貸切バス事業者を対象とした空港等のバス発着場を中心とした街頭検査等を活用しつつ、バス事業における交替運転者の配置、運転者の飲酒・過労等の運行実態を把握し、事業用自動車による事故の未然防止を図る。</p> <p>(3) 飲酒運転、迷惑運転等の根絶（香川運輸支局）</p> <p>点呼時のアルコールチェックの強化及び、運転者に対する自身の飲酒傾向の自覚を促す指導監督の推進を図る。また、事業用自動車の運転者が運転中に携帯電話等を操作した全ての事案について監査を実施するとともに、いわゆる「ながら運転」や「あおり運転」といった迷惑運転の悪質性・危険性について講習・セミナー等において啓発を行う。</p> <p>(4) ICT・新技術を活用した安全対策の推進（香川運輸支局）</p> <p>自動車運送事業者における交通事故防止のため、運行管理の高度化に資する機器等の普及促進及び過労防止のための先進的な取組に対して支援を行うことにより、働き方改革の実現に加え、運行管理の質の向上による安全性の向上を図る。</p> |                             |    |                             |

- (5) 超高齢社会におけるユニバーサルデザイン連携強化を踏まえた事故の防止対策（香川運輸支局）  
 事業用自動車の運転者の高齢化を踏まえ、高齢運転者による事故防止対策を推進するとともに、依然として多発する乗合バスの車内事故防止対策を実施する。
- (6) 事業用自動車の事故調査委員会の提言を踏まえた対策（香川運輸支局）  
 社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故について、事業用自動車の事故調査委員会がとりまとめた提言を、事業者等の関係者が適切に対応し、事故の未然防止に向けた取組を促進するよう指導を行う。
- (7) 運転者の健康起因事故防止対策の推進（香川運輸支局）  
 運転者の疾病により、運転を継続できなくなる健康起因事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」の周知・徹底を図るとともに、睡眠時無呼吸症候群、脳血管疾患、心臓疾患・大血管疾患等の主要な疾病について、対策ガイドラインの周知・徹底を図り、脳ドック等のスクリーニング検査の普及を図るための指導を強化する。
- (8) 貸切バス事業者安全性評価認定制度の促進等（香川運輸支局）  
 公益社団法人日本バス協会が、貸切バス事業者の安全性や安全の確保に向けた取り組み状況を点数化して評価し、☆の数（最高☆☆☆）で認定・公表する貸切バス事業者安全性評価認定制度（セーフティバス）を広く関係者及び利用者に普及するよう支援する。  
 また、「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」に基づき、安全な貸切バスを選定・利用する際のポイントを示すことにより、利用者の方々にこれを踏まえ安全性を重視して貸切バス事業者の選定することを促すよう努める。
- (9) 貨物自動車運送事業安全性評価事業の促進等（香川運輸支局）  
 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関において、利用者が安全性の高い事業者を選択することができるようにするとともに、事業者全体の安全性向上に資するものとして実施している「貨物自動車運送事業安全性評価事業」及び、「引越安心マーク」を促進する。  
 また、国、地方公共団体及び民間団体等において、貨物自動車運送を伴う業務を発注する際には、それぞれの業務の範囲内で道路交通の安全を推進するとの観点から、安全性優良事業所の認定状況も踏まえつつ、関係者の理解も得ながら該当事業所が積極的に選択されるよう努める。
- (10) 運行管理者等に対する指導講習の推進（香川運輸支局、自動車事故対策機構）  
 国土交通省の認定を受けた機関が行う運行管理者等に対する指導講習については、講習内容の充実を図り、効果的な講習の実施、受講を積極的に推進する。  
 ア 基礎講習及び一般講習については、交通事故等の現況を踏まえ、運行管理実務に重点をおいた事故防止に係る法令、業務等に関する最新の知識を習得できる内容とし、パワーポイント、DVD等を活用して内容の充実を図る。  
 イ 特別講習については、事故や違反の再発防止対策の企画、立案及び実施に係る実践能力を習得できる内容とし、少人数受講者参加型グループ方式を採用するなど講習効果の向上を図る。
- (11) 自動車運送事業者に対する運輸安全マネジメントセミナーの活用（香川運輸支局、自動車事故対策機構）  
 事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント制度については、評価対象事業者に対して制度の浸透を図ってきており、今後とも更

なる実効性向上を目指し、充実強化を図る。独立行政法人自動車事故対策機構は、ガイドラインセミナー、リスク管理（基礎）セミナー、内部監査（基礎）セミナーを開催し、積極的な受講の促進を図る。

(12) 貨物自動車による交通事故防止対策の推進（香川運輸支局）

貨物自動車については、貨物自動車運送事業輸送安全規則に基づく適正な運行管理、事故防止等の指導、貨物自動車運送適正化事業実施機関の活動等により過労運転及び過積載等輸送の安全を阻害する行為の防止について、より一層の徹底を図る。このほか、貨物自動車の過積載を防止するため、過積載防止対策連絡会議の開催などの施策を講じるとともに、中小貨物自動車運送事業の構造改善を図る。

(第1 道路交通安全)

|   |                   |    |                |
|---|-------------------|----|----------------|
| 項目  | 3 安全運転の確保         | 種別 | (5) 交通労働災害の防止等 |
| 関係機関  | 香川労働局、四国運輸局香川運輸支局 |    |                |
| <p>1 計画の実施方針</p> <p>自動車運転者を使用する事業場に対し、労働基準法等の関係法令及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年2月9日労働省告示第7号、改正平成3年労働省告示第79号、改正平成4年労働省告示第99号、改正平成9年労働省告示第4号、改正平成11年労働省告示第29号、改正平成12年労働省告示第120号、改正平成30年厚生労働省告示第322号、以下「改善基準」という。)の遵守の徹底による労働時間の適正化等労働条件の確保及び自動車運転者の安全と健康の確保を図るため、次の事項を推進する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 自動車運転者の労働条件等の改善</p> <p>ア 自動車運転者の労働条件確保のための監督指導(香川労働局)</p> <p>労働基準法等の関係法令及び「改善基準」等の遵守の徹底のため、春・秋の全国交通安全運動期間を中心に、自動車運転者を使用する事業場に対して監督指導を実施することとする。</p> <p>イ 自主的労務改善の促進のための指導(香川労働局)</p> <p>労働時間管理適正化指導員の活用等により、関係事業場において、労働時間及び運転時間を的確に把握し、適切な運行計画を策定することを促進し、「改善基準」等の遵守が図られるよう指導を行うこととする。</p> <p>ウ 関係行政機関との連携(香川労働局、香川運輸支局)</p> <p>労働局と運輸支局で構成する自動車労務改善協議会を適切に運営する。</p> <p>また、香川労働局と四国運輸局との間における相互通報制度を積極的に活用し、連携の強化を図る。</p> <p>(2) 交通労働災害防止対策の充実(香川労働局)</p> <p>ア 事業場における交通労働災害防止のための管理体制の確立、適正な労働時間管理及び走行管理の実施等事業者が自主的に交通労働災害の防止に取り組むことを内容とした「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知に努める。</p> <p>イ 陸上貨物運送事業を対象に、「リアルタイム遠隔安全衛生管理手法」の周知に努める。</p> <p>ウ 交通労働災害防止担当管理者教育及び自動車運転業務従事者安全衛生教育の推進を図る。</p> |                   |    |                |

(第1 道路交通の安全)

| 項 目  | 3 安全運転の確保   | 種 別 | (6) 道路交通に関する情報の充実 |
|--|---|-----|-------------------|
| 関 係<br>機 関   | 高松地方气象台、四国地方整備局香川河川国道事務所、道路課、警察本部（交通規制課、高速道路交通警察隊）、西日本高速道路㈱四国支社、本州四国連絡高速道路㈱坂出管理センター |     |                   |
| <p>1 計画の実施方針</p> <p>道路交通の安全に影響を及ぼす自然現象等に関する適時・適切な情報提供を実施するため、IT等を活用しつつ、道路交通に関連する総合的な情報提供の充実を図る。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 道路交通情報の充実</p> <p>異常気象時における道路交通情報の提供（香川河川国道事務所、道路課、交通規制課、高速道路交通警察隊、西日本高速㈱、本四高速㈱）</p> <p>道路交通情報提供装置を拡充・整備し、異常気象時における通行止め等の道路交通情報の提供に努める。</p> <p>(2) 防災情報等の充実（高松地方气象台）</p> <p>道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、強風、高潮、霧、地震、津波等の自然現象について、的確な実況監視を行い、警察機関、道路管理者、施設管理者及び利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。</p> <p>また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、防災関係機関等との情報の共有やICTの活用等に留意し、主に次のことを行う。</p> <p>ア 気象観測予報体制の整備等</p> <p>台風、大雨、大雪、強風、高潮、霧、竜巻等の激しい突風等、道路交通に大きな影響を及ぼす気象現象を早期かつ正確に把握し、適時・適切な特別警報・警報・予報等を発表するために必要な観測予報体制の強化を図る。</p> <p>イ 地震・津波の監視・警報体制の整備等</p> <p>地震・津波による災害を防止・軽減するため、地震・津波に関する防災情報を適時・適切に発表して、迅速かつ確実に伝達する。また、緊急地震速報（予報及び警報）について、受信時の対応行動等のさらなる周知・広報を行うとともに、交通機関における利活用の推進を図るため、有効性や利活用の方法等の普及・啓発及び精度向上に取り組む。</p> <p>ウ 情報の提供等</p> <p>交通事故の防止・軽減に資するため、主に次の情報を適時・適切に発表し、関係機関等に迅速かつ確実に伝達する。また、住民に対し、気象庁ホームページや国土交通省防災情報提供センターを通じて気象情報等をリアルタイムで分かり易く提供する。</p> <p>(7) 気象特別警報・警報・予報等</p> <p>気象による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に気象特別警報・警報・予報</p> |   |     |                   |

等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。また、雨による災害発生の危険度を地図上にリアルタイムに表示する「キキクル（大雨・洪水警報の危険度分布）」や積雪・降雪の面的な状況を示す「現在の雪（解析積雪深・解析降雪量）」についても、気象庁ホームページや報道機関等を通じて道路利用者に周知する。さらに、特に大雪により深刻な道路交通障害が見込まれる場合は、国土交通省と連携し、大雪に対する国土交通省緊急発表を実施し、道路利用者に警戒を呼びかける。

(イ) 緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等

地震・津波による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等、地震情報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

(ウ) 南海トラフ地震に関連する情報

南海トラフ沿いで異常な現象を観測した場合や南海トラフ地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合等には、「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

エ 気象知識等の普及

気象、地象、水象に関する知識の普及のため、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布等を行うほか、防災機関の担当者を対象に、特別警報・警報・予報等の伝達に関する説明会及び気象防災ワークショップを開催する。

(第1 道路交通安全)

|   |             |     |                         |
|---|-------------|-----|-------------------------|
| 項 目   | 4 車両の安全性の確保 | 種 別 | (1) 車両の安全性に関する基準等の改善の推進 |
| 関 係<br>機 関  | 四国運輸局香川運輸支局 |     |                         |
| <p>1 計画の実施方針<br/>道路運送車両の保安基準等の充実・強化を図るため次の事項を推進する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 道路運送車両の保安基準の拡充・強化等</p> <p>ア 車両の安全対策の推進<br/>自動車事故の実態を的確に把握するとともに、自動車使用の態様の変化、新技術の開発状況等を勘案した安全対策を推進する。<br/>事故を未然に防止する予防安全対策について、これまでも関係機関との総合的かつ有効な連携を深めてきているところ、引き続き連携を図っていく。</p> <p>イ 道路運送車両の保安基準の拡充・強化<br/>車両の安全対策の基本である自動車の構造・装置等の安全要件を定める道路運送車両の保安基準について、事故を未然に防ぐための予防安全対策、万が一事故が発生した場合においても乗員、歩行者等の保護を行うための被害軽減対策、その際に火災の発生等の二次災害が起こることを防止するための災害拡大防止対策のそれぞれの観点から、適切に拡充・強化を推進する。</p> |             |     |                         |



(第1 道路交通の安全)

|   |              |     |                      |
|---|--------------|-----|----------------------|
| 項 目   | 4 車両の安全性の確保  | 種 別 | (2) 自動運転車の安全対策・活用の推進 |
| 関 係<br>機 関  | 四国運輸局香川運輸支局、 |     |                      |
| <p>1 計画の実施方針</p> <p>運転者のミスによる交通事故の削減や地方部における高齢者等の移手段として自動運転車の開発が進められる中、新技術に対応した新たな安全基準を策定すること等により、自動運転車の活用促進とともに自動車の安全対策について推進する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>自動運転技術の進展に応じ、より高度な自動運転機能に関する基準策定を進める。</p> <p>また、地方部における高齢者等の移動に資する無人自動運転移動サービスについて、政府目標である「2022 年度目途に限定地域での遠隔監視のみの自動運転移動サービスの実現」やサービスの全国展開に向け、実証実験や関連ガイドラインの整備等の取組を推進する。</p> <p>さらに、自動運転車の設計・製造から使用過程にわたり、自動運転車の安全性を一体的に確保するために、電子的な検査の導入を進めるとともに、自動運転車の型式指定審査やソフトウェアアップデートに係る許可制度の的確な運用に努める。</p> |              |     |                      |

(第1 道路交通安全)

|   |                             |    |                     |
|---|-----------------------------|----|---------------------|
| 項目  | 4 車両の安全性の確保                 | 種別 | (3) 自動車アセスメント情報の提供等 |
| 関係機関  | 四国運輸局香川運輸支局、独立行政法人自動車事故対策機構 |    |                     |
| <p>1 計画の実施方針<br/>自動車アセスメント等の情報を次のとおり提供する。</p> <p>2 計画の内容<br/>国土交通省と自動車事故対策機構では、平成7年度から自動車等の安全性能評価を公表し、自動車ユーザーが安全性の高い自動車等を選択しやすい環境を整備するとともに、メーカーに対しより安全な製品の開発を促すことによって、安全な自動車等の普及を図る自動車アセスメント事業を実施している。</p> <p>更なる交通事故被害者の削減を図るため、先進技術を利用してドライバーの安全運転を支援し、事故を未然に防ぐ防止システムについて、平成26年度以降、順次自動車アセスメントへ導入しており、平成29年度からは「車線逸脱抑制装置」、平成30年度からは「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」、「夜間・街灯ありの環境における被害軽減ブレーキ（対歩行者）」及び「事故自動通報装置等」、令和元年度からは「夜間・街灯なしの環境における被害軽減ブレーキ（対歩行者）」の評価を開始した。</p> <p>このような衝突安全性能や予防安全性能などは、令和元年度までそれぞれ別々の評価をしていたが、令和2年度からはこれらを総合的に評価することにより、よりわかりやすく「自動車安全性能」として自動車ユーザーの皆様に情報提供を行っている。</p> <p>また、自動車アセスメントの一環として平成13年度からチャイルドシートの前面衝突試験及び使用評価試験を実施しており、チャイルドシートアセスメントとして公表している。</p> <p>これらの結果の情報提供を行うことにより、より安全な自動車等の普及拡大を促進する。<br/>(香川運輸支局、自動車事故対策機構)</p> |                             |    |                     |

(第1 道路交通安全)

|  |             |     |                     |
|--|-------------|-----|---------------------|
| 項 目  | 4 車両の安全性の確保 | 種 別 | (4) 自動車の検査及び点検整備の充実 |
| 関 係<br>機 関   | 四国運輸局香川運輸支局 |     |                     |
| <p>1 計画の実施方針</p> <p>自動車の検査及び点検整備等に関する施策を次のとおり実施する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 自動車の検査の充実</p> <p>独立行政法人自動車技術総合機構が実施する自動車の審査については、道路運送車両の保安基準の拡充・強化に合わせた審査体制の整備及び不正二次架装を排除するため自動車検査の高度化を進めるなど、道路運送車両法に基づく新規検査等の自動車検査の確実な実施を図る。</p> <p>その一例として独立行政法人自動車技術総合機構では、トラック等の車検後の不正二次架装を防止するため、新規検査、構造等変更検査時の詳細な架装状態をカメラにより画像取得及び保存し、継続検査時及び街頭検査等において活用する。また、カメラにより画像取得した際に自動車の長さ、幅、高さ等の諸元について、検査の高度化に活用できるよう測定値を電子データとして取得するとともに、自動運転車の設計・製造から使用過程にわたり、自動運転車の安全性を一体的に確保するため、電子的な検査の導入を進める。</p> <p>街頭検査体制の充実強化を図ることにより、不正改造車両をはじめとした整備不良車両及び基準不適合車両の排除等の推進を図る。</p> <p>(2) 自動車点検整備の充実</p> <p>ア 自動車点検整備の推進</p> <p>自動車ユーザーの保守管理意識の高揚と、点検整備の適切な実施の推進を図るため、「自動車点検整備推進運動」を関係者の協力の下に展開するなど、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に促進する。</p> <p>また、大型車の車輪脱落事故やバスの車両火災事故等の点検・整備等の不良に起因する事故を防止するため、適切な点検整備が実施されるよう努める。</p> <p>イ 車両整備不良に対する指導</p> <p>車両の整備不良による故障や事故を防止するために車両の整備について指導及びPRを行う。</p> <p>ウ 不正改造車の排除</p> <p>道路交通に危険を及ぼすなど社会的問題となっている暴走族の不正改造車や過積載を目的とした不正改造車等を排除し、自動車の安全運行を確保するため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力の下に「不正改造車を排除する運動」を展開し、広報活動の推進、関係者への指導、街頭検査等を強化することにより、不正改造防止について、自動車ユーザー及び自動車関係事業者等の認識を高める。</p> <p>また、不正改造行為の禁止及び不正改造車両に対する整備命令制度の強化について、その</p> |             |     |                     |

的確な運用に努める。

エ 自動車特定整備事業の適正化

点検整備に対する自動車ユーザーの理解と信頼を得るため、自動車特定整備事業者に対し、整備料金、整備内容について、十分説明を行うよう指導する。

オ 自動車の新技術への対応等整備技術の向上

自動車新技術の採用・普及、車社会の環境の変化に伴い、自動車を適切に維持管理するためには、自動車整備業がこれらの変化に対応していく必要があることから、自動車整備業が自動車の新技術及び多様化するユーザーニーズに対応するための技術の高度化を推進する。

また、整備主任者等を対象とした新技術研修の実施等により、整備要員の技術の向上を図るとともに、新技術が採用された自動車の整備や自動車ユーザーに対する自動車の正しい使用についての説明等のニーズに対応するため、一級自動車整備士制度の活用を推進する。

カ ペーパー車検等の不正事案に対する対処の強化

近年、全国的に指定自動車整備事業者によるペーパー車検等の不正事案が増加していることから、制度の適正な運用・活用を図るため、事業者に対する指導及び監査体制の強化を図る。

(第1 道路交通の安全)

|  |             |     |                  |
|--|-------------|-----|------------------|
| 項 目  | 4 車両の安全性の確保 | 種 別 | (5) リコール制度の充実・強化 |
| 関 係<br>機 関   | 四国運輸局香川運輸支局 |     |                  |
| <p>1 計画の実施方針<br/>リコール制度の充実・強化を図るため、次の施策を実施する。</p> <p>2 計画の内容<br/>自動車製作者の垣根を越えた装置の共通化・モジュール化が進む中、複数の自動車製作者による大規模なリコールが行われていることから、自動車のリコールの迅速かつ着実な実施のため、装置製作者等からの情報収集体制の強化を図るとともに、安全・環境性に疑義のある自動車については独立行政法人自動車技術総合機構において現車確認等による技術的検証を行う。</p> <p>また、自動車ユーザーの目線にたったリコールの実施のために、自動車ユーザーからの不具合情報の収集を推進するとともに、自動車ユーザーに対し、自動車の不具合に対する関心を高めるためのリコール関連情報等の提供の充実を図る。</p> <p>併せて、タカタ製エアバッグのリコール改修を促進するため、異常破裂する危険性が高い未改修車両については平成30年5月1日より車検で有効期間を更新しない措置を講じる。</p> |             |     |                  |

(第1 道路交通の安全)

| 項 目   | 4 車両の安全性の確保                                      | 種 別 | (6) 自転車の安全性の確保 |
|---|--|-----|----------------|
| 関 係<br>機 関  | 総務学事課、教育委員会（保健体育課）、くらし安全安心課<br>警察本部（交通企画課、交通指導課） |     |                |
| <p>1 計画の実施方針</p> <p>自転車の安全な利用を確保し、自転車事故の防止を図る。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 自転車安全利用の促進（交通企画課、交通指導課、くらし安全安心課）</p> <p>自転車の安全な利用を確保し、自転車事故の防止を図るため、駆動補助機付自転車及び普通自転車の型式認定制度を適切に運用する。また、自転車利用者が定期的に点検整備や正しい利用方法等の指導を受ける気運を醸成する。</p> <p>(2) 自転車保険加入促進（くらし安全安心課）</p> <p>近年、自転車が加害者となる事故に関し、高額な賠償額となるケースもあり、こうした賠償責任を負った際の支払い原資を担保し、被害者の救済の十全を図るため、関係事業者の協力を得つつ、損害賠償責任保険等への加入を促進する。</p> <p>(3) 乗車用ヘルメットの着用促進（くらし安全安心課、交通企画課）</p> <p>自転車ヘルメット着用啓発チラシの作成配付をするとともに、新聞等のマスコミを通じた情報発信に努めて、自転車事故による死者の約6割が頭部に致命傷を負っていること、ヘルメット非着用時の致死率が着用時に比べて高いことを周知するなど、事故被害軽減に係るヘルメット着用の有効性を訴える広報啓発を行う。</p> <p>また、関係機関と協働し、地域の交通安全に関心の高い自転車利用者に自転車ヘルメットを配布するなどの取組により、自転車ヘルメット着用意識の高揚を図る。</p> <p>(4) 自転車安全整備制度の充実（交通企画課）</p> <p>自転車の安全利用を目的とする自転車安全整備制度の充実を図るため、自転車安全整備店、安全整備士等を中核とした関係機関・団体の協力を確保する。</p> <p>(5) 自転車の視認性の向上（交通企画課、くらし安全安心課）</p> <p>自転車の夜間における視認性を高めるため、自転車用反射材の有効性を広く周知するとともに、その普及促進を図る。</p> <p>(6) 児童生徒に対する交通安全教育の推進（総務学事課、保健体育課、交通企画課）</p> <p>小・中・高校生の自転車の安全な利用を実践させるため、児童生徒の心身の発達段階や地域の実情に即した交通安全指導を推進する。</p> <p>(7) 高校生自転車運転免許制度の推進（総務学事課、保健体育課）</p> <p>自転車のルール等に関する講習や学校の実状に応じた実技研修等の後に「自転車運転免許証」を交付し、自転車の安全利用を通じて交通安全意識の高揚を図る「高校生自転車運転免許制度」を実施するなど、教育関係者等と連携した継続的な取組を推進する。</p> <p>(8) 交通安全教育の実施（保健体育課）</p> |  |     |                |

身近な地域の交通状況や基本的な自転車のルール・マナーについて、講話やテキストによる学習や交通安全に関するDVDの視聴、自転車シミュレーターを活用した実技指導を行い、生徒の交通安全意識の高揚と交通ルール遵守等の確実な定着を図る。

(9) DVD視聴による交通安全教育（総務学事課、保健体育課）

自動車運転免許が取得可能な年代となる県内すべての高校生を対象に、一旦事故を起こせば、被害者だけでなく、自らの生活や家族に大きな影響を及ぼすことなどについて学べるDVDの活用を通して、交通安全意識の一層の向上を図る。

(第1 道路交通の安全)

|  |                       |     |                  |
|--|-----------------------|-----|------------------|
| 項 目  | 5 道路交通秩序の維持           | 種 別 | (1) 交通の指導取締りの強化等 |
| 関 係<br>機 関   | 警察本部(交通指導課、高速道路交通警察隊) |     |                  |
| <p>1 計画の実施方針</p> <p>交通事故実態等を的確に分析し、死亡事故等重大事故に直結する悪質性、危険性及び迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 効果的な指導取締りの推進(交通指導課)</p> <p>ア 交通事故の抑止に資する交通指導取締りの推進</p> <p>限られた体制での交通指導取締りを効果的に推進するため、地域の交通事故実態の分析等を踏まえ、事故の多発する路線、交差点等における重大事故を重点として、無免許運転、飲酒運転、著しい速度超過等の交通事故に直結する悪質性・危険性の高い違反や県民から取締り要望の多い迷惑性の高い違反に重点を置いた交通取締りを推進するとともに、取締りによる交通事故抑止の効果検証に基づき取締り計画の不断の見直しを行うほか、覆面パトカーや白バイを柔軟かつタイムリーに運用するなど、交通事故の抑止に資する交通指導取締りを推進する。</p> <p>なお、無免許運転をはじめとする悪質性・危険性の高い違反については、運転者本人に対する捜査にとどまらず、車両の使用者、同乗者等に対する徹底した捜査を行い、教唆・幫助、車両等提供罪及び同乗罪を確実に立件する。</p> <p>また、歩行者、自転車利用者等の保護の観点に立った指導取締りに努め、交差点における歩行者妨害、信号無視等の取締りを積極的に推進する。</p> <p>さらに、運転中の携帯電話使用等違反について、引き続き積極的な取締りを推進するとともに、交通事故の被害の軽減を一層進めるため、シートベルトの着用及びチャイルドシートの使用にかかる取締りの徹底を図る。</p> <p>イ 飲酒運転根絶に向けた取締りの一層の強化</p> <p>飲酒運転の根絶に向けて、取締り時間、場所及び手段・方法に創意工夫を凝らすなど飲酒運転者に対する厳正な取締りを一層強化する。</p> <p>また、飲酒運転を助長し、容認する者の存在も飲酒運転が根絶されない原因の一つであることから、飲酒運転を検挙した際は運転者本人に対する捜査のみならず、車両等の使用者、飲酒場所、同乗者、飲酒の同席者等に対する徹底した捜査を行い、教唆・幫助並びに車両等提供罪、酒類提供罪及び同乗罪を確実に立件する。</p> <p>ウ 自転車利用者に対する指導取締りの推進</p> <p>自転車の安全利用に向け、自転車利用者の飲酒運転、信号無視、指定場所一時不停止等、しゃ断踏切立入り、通行禁止違反、無灯火、乗車積載方法違反(二人乗り)、携帯電</p> |                       |     |                  |



話使用等、他の交通に危険を及ぼす違反に対する指導警告活動を一層強力に推進するとともに、制動装置不良自転車運転のような運転すること自体が危険なもの及び歩行者や通行車両に具体的危険を生じさせたり、現場における指導警告に従わないなど悪質・危険な違反者については、積極的な検挙措置を講ずる。また、指導取締りに当たっては、自転車事故の発生状況、交通実態、取締り要望等を踏まえたものとするほか、指導警告時の指導内容の充実による再発防止の徹底や指導取締りの手法の工夫に努める。

エ 通学路等における効果的な取締りの推進

通学路や生活道路における安全を確保するため、交通実態や地域住民からの取締り要望を踏まえ、横断歩行者妨害、通行禁止違反、速度超過等、通学路における交通事故防止のために必要な取締りを推進する。

オ 背後責任の追及と根源的対策の推進

過積載運転、過労運転の違反については、違反者の取締りにとどまらず、その使用者、荷主等に対する背後責任の追及を徹底し、併せて自動車の使用者に対する指示及び使用制限命令を迅速かつ的確に行い、再発防止の徹底を図る。

また、交通取締り及び交通事故事件捜査の結果に基づき、所要の事項を関係機関・団体等に通報・提言し、適切な行政措置と関係団体等による自主的な改善措置が講じられるよう積極的な働き掛けに努める。

(2) 高速道路における取締りの強化(交通指導課、高速道路交通警察隊)

高速道路においては、軽微な違反行為であっても重大事故に直結するおそれがあることから、機動警ら強化し、速度超過、飲酒運転、車間距離不保持、通行帯違反等の取締りを強化する。

(3) いわゆる「あおり運転」等の悪質・危険な運転に対する厳正な対処(交通指導課、高速道路交通警察隊)

悪質・危険な運転が関係する事案を認知した場合には、客観的な証拠資料の収集等を積極的に行い、道路交通法違反(妨害運転罪)をはじめ、危険運転致死傷罪(妨害目的運転)、暴行罪等あらゆる法令を駆使して厳正な捜査を徹底する。

(4) 科学的な取締りの推進(交通指導課)

交通事故分析システムの有効活用を図るとともに、取締り用装備資機材の改良、整備を推進するなど、交通事故実態に的確に対応した科学的かつ効率的な取締りを推進する。

(第1 道路交通安全)

| 項 目   | 5 道路交通秩序の維持  | 種 別 | (2) 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進 |
|---|--------------|-----|-------------------------------|
| 関 係<br>機 関  | 警察本部 (交通指導課) |     |                               |
| <p>1 計画の実施方針</p> <p>各種の交通犯罪及び交通事故事件捜査を適正に行うため、迅速な初動捜査の実施及び科学的捜査の充実強化を図る。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 交通事故事件捜査における捜査力の強化</p> <p>捜査力を強化するため、捜査員に対する教養の充実に努めるほか、悪質な交通事故事件等については、交通事故事件捜査統括官及び交通事故鑑識官が現場に臨場して捜査を統括するなど、警察本部の実質的な関与による組織的かつ重点的な捜査を推進する。</p> <p>(2) 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進</p> <p>適正な交通事故事件捜査を推進するため、捜査幹部により的確な捜査指揮を行うとともに、捜査の進捗状況の把握や関係簿冊の点検等により捜査管理を徹底する。</p> <p>また、飲酒運転をはじめとする悪質かつ危険な運転行為による死傷事故に対しては、初動捜査の段階から自動車運転死傷処罰法第2条又は第3条（危険運転致死傷罪）の立件も視野に入れた捜査を徹底する。</p> <p>さらに、交通事故の原因として居眠り運転を主張する者等について、供述が客観的な事故状況に照らして不自然である場合には、事故の背景に一定の病気がある可能性を念頭に裏付け捜査を徹底する。</p> <p>(3) ひき逃げ事件等に対する迅速かつ的確な捜査の推進</p> <p>ひき逃げ事件については、迅速かつ的確な初動捜査を徹底するとともに、交通鑑識資機材、防犯カメラやドライブレコーダー等の記録を効果的に活用し、被疑者の早期特定・検挙に努める。</p> <p>また、使用者等による悪質な違反行為の下命・容認事件、自動車整備事業者による不正車検事件、交通事故を偽装した保険金詐欺事件等の交通特殊事件についても事案の究明と積極的な事件化に努める。</p> <p>(4) 科学的かつ効率的な交通事故事件捜査の推進</p> <p>より信頼性の高い客観的資料に基づく迅速な交通事故事件捜査を実施するため、交通事故記録装置等の各種捜査支援資機材の効果的活用を図るほか、車両に搭載された各種記録装置の情報を活用するなど、科学的かつ効率的な交通事故事件捜査を推進する。</p> <p>また、欠陥の疑いのある自動車による交通事故等を認知した場合には、科学的な捜査を進めるとともに、関係機関へ速やかに通報するなど緊密な連携を図る。</p> |              |     |                               |

(第1 道路交通の安全)

|  |                                  |     |               |
|--|----------------------------------|-----|---------------|
| 項 目  | 5 道路交通秩序の維持                      | 種 別 | (3) 暴走族等対策の推進 |
| 関 係<br>機 関   | 四国運輸局香川運輸支局、くらし安全安心課、警察本部（交通指導課） |     |               |
| 1 計画の実施方針<br>関係機関・団体と連携し、地域ぐるみでの暴走族追放気運の醸成に努め、暴走行為をさせない環境づくりを推進するとともに、取締り体制及び資機材の充実強化を図る。  |                                  |     |               |
| 2 計画の内容<br>(1) 暴走族追放気運の醸成（交通指導課）<br>香川県交通安全県民会議「暴走族対策部会」を中心に香川県暴走族等の追放に関する条例に基づき関係機関・団体等との連携を図り、暴走をさせない環境づくりを推進するとともに、県民に対して、「暴走を『しない』『させない』『許さない』」等の暴走族追放スローガンの徹底を図る。<br>また、各種メディアに対して、暴走族による不法行為の実態、暴走族の取締り状況等について、タイムリーな素材提供に努めるとともに県警ホームページを活用した広報活動等を通じて、暴走族追放気運の醸成を図るなどにより、暴走族対策への県民の理解と協力の確保に努める。                       |                                  |     |               |
| (2) 暴走族及び違法行為を敢行する旧車會に対する取締りの強化（交通指導課）<br>ア 現場検挙等による暴走行為の封圧<br>共同危険行為等をはじめとする暴走行為に対しては、ビデオカメラ等各種資機材の効果的活用を図るとともに、あらゆる法令を適用して、現場検挙を強化する。<br>特に、大規模な集団暴走事案に対しては、他県警との情報共有と連携を図るとともに、機動隊の運用を含めた対策を推進し、暴走行為の封圧及び検挙の徹底を図る。<br>また、違法行為を敢行する旧車會による大規模集会・集団走行が行われるおそれがある場合には、検問、よう撃活動等を強化することにより、違法行為を行う者を検挙・排除して、違法行為を伴う集団走行の未然防止を図る。 |                                  |     |               |
| イ 不正改造車両等に対する取締り<br>騒音に係る整備不良車両運転・消音器不備、番号標表示義務違反等、車両の不正改造等の取締りを強化し、不正改造車両に対しては、確実に整備通告を実施するとともに、道路運送車両法による整備命令制度の効果的な運用が図られるよう関係機関との連携を強化するなど、不正改造業者に対する取締りを強化する。<br>また、再犯防止を徹底するため、暴走行為に使用された車両の押収を強化するほか、没収（没取）措置について検察庁等への働き掛けを推進する。   |                                  |     |               |
| ウ 暴走族グループの解体に向けた取組の強化<br>あらゆる活動を通じて暴走族に関する情報収集を行い、暴走族の実態を把握するとともに、把握した暴走族については組織的に個別指導・補導を実施して、暴走族グループの解   |                                  |     |               |

体、暴走族からの離脱及び再組織化の防止を図る。

また、違法行為を敢行する旧車會についても、共同危険行為、整備不良車両運転、消音器不備、騒音運転、番号標表示義務違反等の各種法令違反行為に対する徹底した取締りを行い、組織の解体・解散を推進する。

(3) 暴走族等追放重点地区対策の推進(くらし安全安心課、交通指導課)

香川県暴走族等の追放に関する条例で、暴走族等追放重点地区に指定された3市1町(高松市、丸亀市、坂出市、宇多津町)における暴走族加入阻止教室の開催など、官民一体となった暴走族根絶を目指した各種活動を推進する。

(4) 暴走族関係者の再犯防止(交通指導課)

暴走族関係事犯の捜査に当たっては、組織実態及び背後関係等の捜査を推進し、グループの解体や構成員の離脱等再犯防止に努める。また、少年の処遇に当たっては、遵法精神の涵養、家庭環境の調整、交友関係の改善指導等再犯防止に重点を置いた処遇の実施に努める。

(5) 車両の不正改造の防止(交通指導課、香川運輸支局)

暴走行為を助長するような車両の不正改造を防止するとともに、保安基準に適合しない競技用車両等の部品等が不正な改造に使用されないことがないよう、「不正改造車を排除する運動」等を通じ、全県的な広報活動の推進及び企業・関係団体に対する指導を積極的に行う。

(第1 道路交通の安全)

| 項目  | 6 救助・救急活動の充実                | 種別                             | (1) 救助・救急体制の整備<br>(2) 救急医療体制の整備<br>(3) 救急関係機関の協力関係の確保等 |          |      |  |      |  |     |    |        |          |                           |    |     |         |          |                           |   |   |          |          |                             |   |   |              |          |                                |   |   |          |          |                         |   |    |   |  |  |   |    |
|---|-----------------------------|--------------------------------|--|----------|------|--|------|--|-----|----|--------|----------|---------------------------|----|-----|---------|----------|---------------------------|---|---|----------|----------|-----------------------------|---|---|--------------|----------|--------------------------------|---|---|----------|----------|-------------------------|---|----|---|--|--|---|----|
| 関係機関  | 危機管理課、医務国保課、警察本部（高速道路交通警察隊） |                                |  |          |      |  |      |  |     |    |        |          |                           |    |     |         |          |                           |   |   |          |          |                             |   |   |              |          |                                |   |   |          |          |                         |   |    |   |  |  |   |    |
| <p>1 計画の実施方針</p> <p>交通事故に即応できるよう、救急医療機関、消防機関等の救急関係機関相互の緊密な連携・協力関係を確保しつつ、救助・救急体制及び救急医療体制の整備を図る。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 救急・救助業務実施体制の整備（危機管理課、高速道路交通警察隊）</p> <p>ア 救急隊員の教育訓練の充実</p> <p>救急業務の円滑、適正な遂行を図るとともに、救急業務の高度化に対応するため、県消防学校において、救急科等の教育訓練を実施し、高度な応急処置等を実施できる救急隊員の養成を図る。</p> <p>イ 救急救命士の養成</p> <p>救急患者の救命率の向上を図るため、現任救急隊員が救急救命士の受験資格を得るための教育訓練等を目的として設立された「救急振興財団」に所要の負担を行い、救急搬送中において高度な応急措置を行う救急救命士の資格を有する救急隊員の育成を図る。</p> <p>ウ 救急・救助体制の整備</p> <p>救急・救助業務の円滑化を図るため、車両をはじめとした資機材等の整備を促進する。</p> <p>エ 高速道路における救急業務体制</p> <p>四国横断自動車道の救急業務を管轄する高松市消防局、坂出市消防本部、善通寺市消防本部、三観広域行政組合消防本部、大川広域消防本部の救急業務体制の万全を期する。</p>   |                             |                                |  |          |      |  |      |  |     |    |        |          |                           |    |     |         |          |                           |   |   |          |          |                             |   |   |              |          |                                |   |   |          |          |                         |   |    |   |  |  |   |    |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">救急業務実施機関</th> <th colspan="2" rowspan="2">管轄区域</th> <th colspan="2">救急体制</th> </tr> <tr> <th>救急車</th> <th>隊員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高松市消防局</td> <td>上り<br/>下り</td> <td>高松檀紙IC～志度IC<br/>高松東IC～坂出IC</td> <td>3台</td> <td>24人</td> </tr> <tr> <td>坂出市消防本部</td> <td>上り<br/>下り</td> <td>坂出IC～高松檀紙IC<br/>坂出IC～善通寺IC</td> <td>1</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>善通寺市消防本部</td> <td>上り<br/>下り</td> <td>善通寺IC～坂出IC<br/>善通寺IC～さぬき豊中IC</td> <td>1</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>三観広域行政組合消防本部</td> <td>上り<br/>下り</td> <td>大野原IC～善通寺IC<br/>さぬき豊中IC～三島川之江IC</td> <td>1</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>大川広域消防本部</td> <td>上り<br/>下り</td> <td>志度IC～板野IC<br/>引田IC～高松東IC</td> <td>2</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>8</td> <td>64</td> </tr> </tbody> </table> |                             |                                |  | 救急業務実施機関 | 管轄区域 |  | 救急体制 |  | 救急車 | 隊員 | 高松市消防局 | 上り<br>下り | 高松檀紙IC～志度IC<br>高松東IC～坂出IC | 3台 | 24人 | 坂出市消防本部 | 上り<br>下り | 坂出IC～高松檀紙IC<br>坂出IC～善通寺IC | 1 | 8 | 善通寺市消防本部 | 上り<br>下り | 善通寺IC～坂出IC<br>善通寺IC～さぬき豊中IC | 1 | 8 | 三観広域行政組合消防本部 | 上り<br>下り | 大野原IC～善通寺IC<br>さぬき豊中IC～三島川之江IC | 1 | 8 | 大川広域消防本部 | 上り<br>下り | 志度IC～板野IC<br>引田IC～高松東IC | 2 | 16 | 計 |  |  | 8 | 64 |
| 救急業務実施機関  | 管轄区域                        |                                | 救急体制   |          |      |  |      |  |     |    |        |          |                           |    |     |         |          |                           |   |   |          |          |                             |   |   |              |          |                                |   |   |          |          |                         |   |    |   |  |  |   |    |
|   |                             |                                | 救急車  | 隊員       |      |  |      |  |     |    |        |          |                           |    |     |         |          |                           |   |   |          |          |                             |   |   |              |          |                                |   |   |          |          |                         |   |    |   |  |  |   |    |
| 高松市消防局  | 上り<br>下り                    | 高松檀紙IC～志度IC<br>高松東IC～坂出IC      | 3台   | 24人      |      |  |      |  |     |    |        |          |                           |    |     |         |          |                           |   |   |          |          |                             |   |   |              |          |                                |   |   |          |          |                         |   |    |   |  |  |   |    |
| 坂出市消防本部   | 上り<br>下り                    | 坂出IC～高松檀紙IC<br>坂出IC～善通寺IC      | 1  | 8        |      |  |      |  |     |    |        |          |                           |    |     |         |          |                           |   |   |          |          |                             |   |   |              |          |                                |   |   |          |          |                         |   |    |   |  |  |   |    |
| 善通寺市消防本部  | 上り<br>下り                    | 善通寺IC～坂出IC<br>善通寺IC～さぬき豊中IC    | 1  | 8        |      |  |      |  |     |    |        |          |                           |    |     |         |          |                           |   |   |          |          |                             |   |   |              |          |                                |   |   |          |          |                         |   |    |   |  |  |   |    |
| 三観広域行政組合消防本部  | 上り<br>下り                    | 大野原IC～善通寺IC<br>さぬき豊中IC～三島川之江IC | 1  | 8        |      |  |      |  |     |    |        |          |                           |    |     |         |          |                           |   |   |          |          |                             |   |   |              |          |                                |   |   |          |          |                         |   |    |   |  |  |   |    |
| 大川広域消防本部  | 上り<br>下り                    | 志度IC～板野IC<br>引田IC～高松東IC        | 2  | 16       |      |  |      |  |     |    |        |          |                           |    |     |         |          |                           |   |   |          |          |                             |   |   |              |          |                                |   |   |          |          |                         |   |    |   |  |  |   |    |
| 計   |                             |                                | 8  | 64       |      |  |      |  |     |    |        |          |                           |    |     |         |          |                           |   |   |          |          |                             |   |   |              |          |                                |   |   |          |          |                         |   |    |   |  |  |   |    |
| (注) 管轄区域は上下線方式による   |                             |                                |  |          |      |  |      |  |     |    |        |          |                           |    |     |         |          |                           |   |   |          |          |                             |   |   |              |          |                                |   |   |          |          |                         |   |    |   |  |  |   |    |

オ 瀬戸中央自動車道における救急業務体制

瀬戸中央自動車道の救急業務を実施している坂出市消防本部の救急業務体制の万全を期する。

| 救急業務実施機関 | 管 轄 区 域  |                                     | 救急体制   |        |
|----------|----------|-------------------------------------|--------|--------|
|          |          |                                     | 救急車    | 隊 員    |
| 坂出市消防本部  | 上り<br>下り | 坂出 I C ~ 櫃石 ~ 児島 I C<br>櫃石 ~ 坂出 I C | 台<br>1 | 人<br>8 |
| 計        |          |                                     | 1      | 8      |

(注) 管轄区域は上下線方式による。

(2) 救急医療体制の整備 (医務国保課)

ア 初期救急医療体制

初期救急医療体制は、休日又は夜間における地域住民の初期医療に対応するとともに、必要に応じて第2次、第3次の救急医療機関に紹介するもので、休日の昼間については、在宅当番医制により県下全域で実施しているところであり、今後とも充実に努める。

イ 第2次救急医療体制

第2次救急医療体制は、休日又は夜間における入院医療を必要とする重症救急患者のための医療の確保を目的として2次保健医療圏ごとに複数の病院が連携する輪番制方式等により実施するもので、現在すべての2次保健医療圏で毎夜間実施しているところであり、今後とも輪番制病院等の施設・設備の充実を図るなど、第2次救急医療体制の整備を促進する。

ウ 第3次救急医療体制

第3次救急医療体制は、県立中央病院、香川大学医学部附属病院及び三豊総合病院内に救命救急センターを設置し、各医療施設や救急医療患者搬送機関との連携のもとに脳卒中、心筋梗塞、頭部損傷などの重篤救急患者に対応している。また、四国こどもとおとなの医療センターを小児救命救急センターに指定し、小児救急を含めた第3次救急医療体制の充実を図っている。

エ 広域災害・救急・周産期医療情報システム

初期・第2次・第3次救急医療体制を情報面から支援するための救急医療情報システムについては、医師会、医療機関、消防機関等の協力を得ながら運用しており、今後とも適切な医療関係情報のほか、円滑かつ迅速な救急医療の提供等に努める。

オ 救急病院・救急診療所

救急告示医療機関については、救急患者搬送機関との連携を密にすることにより、効率的な運用に努める。

カ 救急医療に関する普及啓発

救急医療に関する普及啓発を今後とも市町及び消防機関とともに行う。

(第1 道路交通の安全)

|   |                         |     |                     |
|---|-------------------------|-----|---------------------|
| 項 目   | 7 被害者支援の充実と推進           | 種 別 | (1) 自動車損害賠償保障制度の充実等 |
| 関 係<br>機 関  | 四国運輸局香川運輸支局、警察本部（交通指導課） |     |                     |
| <p>1 計画の実施方針</p> <p>自動車事故による被害者救済対策の中核的役割を果たしている自動車損害賠償保障制度の広報を強化し、自動車損害賠償責任保険（責任共済）への加入促進に努めるなど被害者救済の一層の充実を図る。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 自賠責保険（自賠責共済）の期限切れ、掛け忘れ防止等について広報活動等を通じて広く県民に周知する。</p> <p>(2) 街頭における指導取締りを強化し、街頭検査においては可搬式無車検・無保険取締り装置を用いて効率的な取締を行うとともに指導員及び香川運輸支局職員による監視活動を充実し、無保険（共済）車両の運行の防止の徹底や加入の啓発に努める。（香川運輸支局）</p> |                         |     |                     |

(第1 道路交通の安全)

|   |                      |     |                     |
|---|----------------------|-----|---------------------|
| 項 目   | 7 被害者支援の充実と推進        | 種 別 | (2) 損害賠償の請求についての援助等 |
| 関 係<br>機 関  | くらし安全安心課、警察本部（交通指導課） |     |                     |
| <p>1 計画の実施方針</p> <p>交通事故に関する相談を受けられる機会を充実させるとともに、交通事故の概要等の情報を提供し、被害者支援を積極的に推進する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 交通事故相談活動の推進（くらし安全安心課）</p> <p>ア 県交通事故相談室の設置・運営</p> <p>相談場所 県庁東館2階</p> <p>相談日時 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）8：30～17：00</p> <p>イ 交通事故相談所未設置町に対する県交通事故相談員による定期巡回相談を実施する。</p> <p>ウ 県交通事故相談員の各種研修会、研究会への積極的参加を行うとともに、市町における相談員及び窓口相談担当者に対する研修会、県相談員の巡回指導等を行い、相談員等の資質の向上を図る。</p> <p>エ 県のホームページ、新聞、ラジオ、有線放送、市町広報誌等により、交通事故相談活動の周知徹底を図る。</p> <p>オ 円滑かつ適正な相談活動を推進するため、県弁護士会、公益財団法人日弁連交通事故相談センター、公益財団法人交通事故紛争処理センター等との連携を図る。</p> <p>(2) 損害賠償請求の援助活動（交通指導課）</p> <p>警察においては、交通事故被害者に対する適正かつ迅速な救済の一助とするため、救済制度の教示や交通事故相談活動を推進する。</p> <p>「被害者の手引き」の配布等により、交通事故証明の申請方法等損害賠償手続の概要等の教示、政府の保障事業、交通事故被害者等の救済を目的とする機関等の紹介等、被害者に対する適切な支援活動を推進する。</p> |                      |     |                     |



(第1 道路交通の安全)

| 項 目   | 7 被害者支援の充実と推進                                  | 種 別 | (3) 交通事故被害者支援の充実強化 |
|---|--|-----|--------------------|
| 関 係<br>機 関  | 独立行政法人自動車事故対策機構、総務学事課、警察本部（交通指導課）、検察庁<br>保護観察所 |     |                    |
| <p>1 計画の実施方針<br/>交通事故の被害者に対する援護活動等を強化するため、次の事項を推進する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 自動車事故被害者等に対する援護措置の充実（独立行政法人自動車事故対策機構）<br/>独立行政法人自動車事故対策機構が行う交通遺児等に対する生活資金の貸付け等育成の充実を図る。<br/>また、独立行政法人自動車事故対策機構による重度の後遺障害者に対する援護措置の充実を図る。</p> <p>ア 交通遺児等育成資金無利子貸付制度<br/>対象：自動車事故が原因で死亡した方又は重度の障害が残った方（いずれも一定の要件がある。）の子弟で義務教育修了前の児童<br/>貸付金額：一時金 155,000 円<br/>月 額 10,000 円又は 20,000 円（選択制）<br/>入学支度金 44,000 円（小中学校入学時）<br/>返済：無利子、返還：20 年以内</p> <p>イ 交通遺児友の会制度<br/>育成資金の貸し付けを利用している交通遺児等とその家族を中心とする「友の会」を設置し、会報の発行や同じ境遇の家族同士のコミュニケーションの場を提供するなど、精神的支援を図る。また、被害者援護員を配置し、交通遺児等の家庭等による教育・医療等、生活上の問題について相談に応じ、必要なアドバイスを行うなど、様々な情報の提供に努める。</p> <p>ウ 重度の後遺障害者に対する介護料の支給制度<br/>自動車事故により、脳、脊髄又は胸腹部臓器に損傷を受け、重度の後遺障害（障害の程度に一定の条件がある）を持つため、移動・食事・排泄などの日常生活動作について常時又は随時の介護が必要となった方を対象として、介護料の支給及び短期入院費用の助成を行う。（所得制限 1,000 万円以下）</p> <p>エ 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進（交通指導課、検察庁、保護観察所）<br/>警察において、ひき逃げ事件、交通死亡事故等の重大な交通事故事件の被害者等に対して、刑事手続の流れ等をまとめた「被害者の手引き」を配布するとともに交通事故の概況、被疑者の検挙、送致状況等の捜査経過を連絡して被害者支援を実施する。<br/>また、死亡事故被害者等からの加害者の処分状況等についての問い合わせに応じ、適切</p> |  |     |                    |

な情報の提供を行う。

さらに、交通部に設置した被害者連絡調整官による、各警察署に対する指導、教養を行うほか、自ら被害者連絡を実施するなどして組織的な対応を図る。

検察庁においては、被害者支援員を配置し、交通事故被害者等からの様々な相談への対応、法廷への案内等検察庁における各種手続の手助けをするほか、交通事故被害者等の状況に応じて精神面、生活面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなど支援活動を行う。

保護観察所においては、被害者担当官及び被害者担当保護司を配置し、加害者が保護観察対象者である交通事故被害者等からの相談に応じて、更生保護における被害者等施策の各種手続の手助けをするほか、必要な関係機関等を紹介するなど、交通事故被害者等の心情に配慮した対策を推進していく。

(2) 高等学校交通遺児等授業料減免（総務学事課）

私立高等学校に在学する交通遺児等の経済的負担を軽減するため、授業料を減免する。

〈月間授業料減免〉

授業料月額から高等学校等就学支援金の月額を差し引いた額（限度額：本科 33,000 円、専攻科 30,000 円）

(第1 道路交通安全)

|   |  |            |  |
|---|--|------------|--|
| <p>項 目</p>  | <p>8 研究開発及び調査研究の充実</p>   | <p>種 別</p> | <p>(1) 道路交通安全に関する研究開発の推進<br/>                 (2) 道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化<br/>                 (3) 県民の体系的な交通安全教育に関する調査研究の充実</p> |
| <p>関 係<br/>機 関</p>  | <p>四国運輸局香川運輸支局、四国地方整備局香川河川国道事務所、<br/>                 暮らし安全安心課、道路課、教育委員会（保健体育課）、<br/>                 警察本部（交通企画課、交通規制課）、関係市町</p> |            |  |
| <p>1 計画の実施方針<br/>                 交通安全対策の樹立に資するため、研究調査及び資料整備を積極的に実施する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 交通環境等の変化に伴う交通流等の研究調査（香川河川国道事務所、道路課、暮らし安全安心課）<br/>                 四国横断自動車道等の整備及び関連道路網の整備に伴う交通流等の変化及び交通事故防止対策につき、各関係機関相互の協力による研究調査を推進する。</p> <p>(2) 交通事故原因の総合的な調査研究の推進（香川運輸支局、香川河川国道事務所、道路課、交通企画課、暮らし安全安心課）<br/>                 交通事故の発生実態をマクロ・ミクロの視野から多角的に分析し、分析結果に基づく施策の策定・実施、実施した施策の評価を迅速に行う交通事故分析体制の整備に努める。また、地図情報システム（GIS）を活用した交通事故多発箇所・区間・路線等の分析により、施策の効果、道路交通環境との相関関係を検証し効果的な施策の実施に努める。</p> <p>(3) 香川県交通事故対策会議の開催（香川河川国道事務所、道路課、交通企画課、交通規制課、高松市）<br/>                 交通事故防止策をより効果的、効率的に実施するため、主として直轄国道を対象とする対策箇所について選択と集中の観点で厳格に選定し、その選定箇所の事故発生要因を調査・分析・対策の検証・評価等を行うとともに、必要に応じ他道路へ水平展開することを目的として、設立した当会議を発展的に継続させ、交通事故防止に努める。</p> <p>(4) 香川県警察交通事故抑止対策評価委員会の開催（交通企画課）<br/>                 県警察では、県警察が行う交通事故抑止対策に関し、県警察本部交通部長の諮問に応ずるとともに、交通部長に対して意見を述べる香川県警察交通事故抑止対策評価委員会を設置しており、必要に応じ、現在の交通事故抑止対策等について同委員会に諮問を図り、得られた意見を更なる交通事故抑止対策に活かしていく。</p> |  |            |  |